

JICA 環境社会配慮ガイドライン第6回フォローアップ委員会

日時 平成16年4月13日(火) 午前10時開会

場所 JICA 本部 11階 GH 会議室

◇出席委員	(敬称省略)	
議長／委員	原科 幸彦	東京工業大学総合理工学研究科教授
委員	村山 武彦	早稲田大学理工学部複合領域教授
委員	吉田 恒昭	東京大学新領域研究科国際環境協力コース教授
委員	石田 恭子	環境・持続社会研究センター
委員	松本 郁子	FoE Japan
委員	松本 悟	メコン・ウォッチ
委員 (代理人出席)	斉藤 貢	社団法人海外環境協力センター
委員	西井 和弘	フィリピン情報センター
委員	作本 直行	アジア経済研究所 開発研究センター次長・法制度研究グループ長
委員	澤井 克紀	国際協力銀行環境審査室第2班課長
委員 (代理人出席)	岩田 哲弥	外務省経済協力局技術協力課
委員	佐々木英之	社団法人海外コンサルティング企業協会環境部会代表
委員 (代理人出席)	前田 茂	農林水産省大臣官房国際部海外技術協力室
委員	藤森 祥弘	国土交通省総合政策局国際建設課長
委員	田中 聡志	環境省地球環境局環境協力室長
委員	田中 研一	独立行政法人国際協力機構国際協力専門員
	深田 博史	独立行政法人国際協力機構企画・調整部部長
	富本 幾文	独立行政法人国際協力機構企画・調整部次長 兼 環境社会配慮審査室長
	上條 哲也	独立行政法人国際協力機構企画・調整部 環境社会配慮審査室チーム長
◇欠席委員		
委員	川村 暁雄	APEC モニターNGO ネットワーク
委員	稲葉 一雄	国土交通省総合政策局国際業務課長
委員	山田 彰	外務省経済協力局無償資金協力課長
委員	根井 寿規	経済産業省貿易経済協力局技術協力課長



○富本 おはようございます。本日はお忙しい中、第6回のフォローアップ委員会に出席して頂き、ありがとうございます。ご承知のとおり、このJICA環境社会配慮ガイドラインにつきましては、3月末までフォローアップ委員会で議論を重ねておりまして、JICA内部の決裁も終えまして、このたび適用するという運びになりました。後ほど、ご説明いたしますけれども、JICAの中に企画・調整部という新しい部ができて、その中に環境社会配慮審査室が設置され、組織的にも体制が完備されました。本日、第6回のフォローアップ委員会につきましては、具体的な審査諮問、および異議申し立てについてご議論頂くという事でございますけれども、委員の方が若干変わりがして、それもあわせてご紹介したいと思っております。

それでは、本日は10時から1時まで、3時間の間に、ぜひ活発なご議論を頂きたいと思っております。その前に、企画・調整部の深田部長から、ご挨拶をさせていただきます。

○深田 今日は、出席させていただきます。このガイドラインについては、昨年の9月に提言を頂きました後、JICAは独立行政法人として発足しました。今日に至るまで、4月から新しい体制を作り上げるという事で、いろいろな組織上、業務上の改革を行なうという事で、その経緯をご参考までに皆様にご説明して、この改革の中でどのように環境社会配慮ガイドラインの取り組みを位置づけていったかという事を、簡単に説明させていただこうと思っております。

10月1日にJICAが独立行政法人となりまして、ご承知のとおり、緒方さんを新しい理事長として迎えて、JICAの業務上の改革を進めようと、今日までやってまいりました。私はその改革に没頭いたしまして、フォローアップ委員会に顔を出す機会がなかったのですが、簡単に一言で、改革の方向を説明させていただきます。

ポイントは、現場主義の強化という事に尽きると思っております。JICAを含めてODAを実施するうえで、いろいろとご議論をいただいて、皆様にもいろいろと意見があると思っておりますが、さらに良くしていく上で、現場の視点というものをきちっと援助のプロセスに反映させるという事が、極めて有用という事を承知いたしました。おそらく、JICA始まって以来の大改革と言っていると思っております。一言で申し上げて、いままで本部で決めていた物事を、在外で決めるという事にいたしました。案件の形成段階、それから、政府と一緒に案件を形成する段階、すべて、現場の所長以下の責任にする、すべてのプロセスを見直したという事です。

私どもの、環境社会配慮という視点からどのような意味を持つかといえば、案件を手にしたときから、現場サイドで責任を持って、ガイドラインに従って、案件の是非を所長が確認することが明確になるわけです。いわゆる、スクリーニングの観点からも、現場で責任をもってやっていると。それから実施の段階でも、現場がきちっと案件に目を光らせて、ガイドラインに従った適用をしていく。こういうことから現場主義というものを、環境社会配慮ガイドラインの適用という事からも、重要だと思っております。

というわけで、ある意味、今までは後ろにエンジンがあったものを、前に変えるような話で、大変な組織的な改革を実施いたしまして、その一環としまして、本部にあったいろいろな組織を統廃合し、一番大きいのは、いままで各分野別に部があったものを、課題別に整理し直した。環境分野についても、地球環境部という形で、新しく独立して対応するという形に致しました。それから、社会開発、経済開発、人間開発についても、似たような形で整理したという事ですが、それと同時に、いろいろな本部のその他の体制についても、在外主導に適用するように見直しました。その過程のひとつとして、私ども、企画・評価部も、新たに企画・調整部という形で、名前を変えただけではなく、私どもの部の組織関係につきましても、いままで、環境関係は、環境・女性課というところで扱っていたわけですが、ここはいわば、グローバルイシューという事

で、環境問題、あるいは貧困問題、平和構築等をまとめて扱っていたわけですが、今日の援助の中で、そういう新しい課題を強化することが重要だという事で、環境・女性課は発展的に解消いたしまして、基本的には、3つの課、ないしは室に分けました。そのひとつとして、環境社会配慮審査室というものを独立して企画・調整部の中に設置したと、こういうことです。私どもが作成したFC-6.1という資料があると思いますが、一番最後のほうに、組織改革後の新しい組織図が書いてあります。ご参考までに見ていただければと思いますが、その企画・調整部の中に、環境社会配慮審査室という形で独立して設けたという事です。ここに掲げている室というのは、いわゆる従来の課の下の室という事ではなくて、対外的にきちっとこういう室というものが設置して重点的に取り組んでいくという意味を込めて、組織図の中にあえて、室という形で出したという事です。そういう意味では、私どもは組織改革の過程で、重要な位置づけを与えたと認識しております。同じく、環境・女性課の中で、参考までに申し上げますと、ジェンダー関係を扱っていた部分も、独立させまして、ジェンダー平等推進グループという事で、ひとつの課にしました。グループというのは、今までいろいろあった課を、統廃合、スリム化をいたしまして、より大きなグループに分けたと、こういうことなんです、いわゆる課と認識していただいて結構です。とにかく、ジェンダー関係については、そういうことで、独立の課にしたと。それから、平和構築支援室についても、独立して室の形にしたと。これと同じで、環境社会配慮審査室については、組織的に強化したという事です。

今日、ご議論して頂く、いろいろなこれを担保していくメカニズムについても、今日まで検討して一応 JICA としての成案を作らせていただいたと、こういうことでございますので、組織的にも環境社会配慮を新しいガイドラインのもとでの取り組みという事を JICA の中で浸透させるべく、という事をご説明させて頂きました。以上でございます。

○富本 ありがとうございます。それでは、お手元の資料に基づきまして、今日の議題についてご説明させて頂きます。

まず一番目に、JICA 環境社会配慮ガイドラインに関するフォローアップ委員会の設置要項について、事務局から説明させて頂きます。こちらでは、目的、構成、スケジュール等について、説明させて頂きますけれども、その後、フォローアップ委員会の議長を選んでは頂きたいと思っております。議長につきましては、これまで、改定委員会につきましては、原科/國島先生の共同議長、フォローアップ委員会につきましては、原科先生がやっておりました。今後、具体的な審査諮問委員会、あるいは、異議申し立て機関の人選にかかわることですので、議長を複数置きたい、というふうに思っております。

それでは、まずフォローアップ委員会の設置要項について、FC. 6-2 から説明いたします。設置目的でございますが、「JICA 環境社会ガイドラインに関する審査諮問機関および異議申し立て制度に対し、当機構に対し必要な助言を行うことを目的とする。」、という事でございます。2 番といたしまして、構成でございますけれども、「委員会のメンバーは以下のとおりとする。委員会には共同議長を置く。共同議長は議事を司る。また、委員の代表から設置されるビューローを設置する。ビューローは、議題を決定するとともに、議事運営を検討する」という事でございます。

それでは、委員の方々のご紹介をさせて頂きます。東京工業大学 総合理工学研究科の原科先生。次に、早稲田大学理工学部複合領域教授の村山先生。東京大学新領域創成科学研究科国際環境協力コース教授の吉田先生。環境・持続社会研究センターの石田さん。APEC モニターNGO ネットワークの川村さん、今日はお休みです。FoE ジャパンの松本さん。メコン・ウオッチの松本さん。フィリピン情報センターの西井さん。社団法人海外環境協力センター専務理事の片山さん、今日は代理の方が出席です。アジア経済研究所開発研究センター次長・法制度研究グループ長の作本さん、まだいらっしゃっていないようですが。国際協力銀行環境審査室環境2班課長の澤井さん。社団法人海外コンサルティング企業協会環境部会代表の佐々木さん。つづいて、省庁の方々

です。外務省技術協力課長沼田さん。この「確認中」というのは取って頂きます。外務省無償資金協力課長の山田さん。農林水産省大臣官房国際部海外技術協力課長の松本さん。経済産業省貿易経済協力局技術協力課長の根井さん。国土交通省総合政策局国際建設課長の藤森さん。

○藤森 国土交通省の藤森でございます。もう一名、国土交通省で委員をやっております稲葉でございますけれども、海外出張中でございます、本日は申し訳ありませんが、欠席とさせていただきます。

○富本 次に、環境省地球環境局環境協力室長の田中さんです。独立行政法人国際協力機構国際協力専門員の田中さんです。以上が、今回の新しいメンバーでございます、これまでフォローアップ委員会にられました広島修道大学の森嶋先生は、お忙しいという事でご辞退されました。それから、農水省につきましては、課長が変わったと連絡を頂きました。JVCの高橋さんも、お忙しいという事でご辞退されました。以上でございます。

次に、開催のスケジュールを説明いたします。平成16年4月より同年9月までの間、審査諮問機関と異議申し立て制度について、以下の日程にて検討を行う。平成16年4月中旬から5月まで、第1回から第3回のフォローアップ委員会を開催し、要項案の検討を行います。6月下旬に、要項を決定します。6月中旬に、審査諮問機関と環境社会配慮審議役の募集。7月下旬に、審査諮問機関と環境社会配慮審議役の選考。8月中旬、第4回フォローアップ委員会（選考結果の報告）。9月中旬、審査諮問機関と異議申し立て制度の設置。という事でございます。

4番目が情報公開でございますけれども、フォローアップ委員会は公開し、当日の参加を認める。また、委員会の結果はホームページを通じて公開する。

5番目が事務局でございますが、独立行政法人国際協力機構企画・調整部環境社会配慮審査室が担当する。なお、環境社会配慮審査室の初代室長は、私がやっております。ひとつ、よろしく願いいたします。

それでは、只今の委員会の設置要項（案）につきまして、ご議論頂きたいと思っておりますけれども、とりあえず私が司会をさせていただきます、目的あるいは構成などについて、決めてゆきたいと思っております。

○松本（悟） 一点、確認をしたいのですが、第6回フォローアップ委員会という事で、イコール、第1回フォローアップ委員会になるという事になるのかどうか、ちょっと確認したいとおもいます。というのは、私、結構意見を書かせて頂いていますが、その一番には、じつはこの新しいフォローアップ委員会のマニフェストに入っていない事項ですから、私としては、ガイドラインのフォローアップという意味を込めて、今日出した意見の中で、無償資金協力審査ガイドライン（暫定版）との整合性という事を出させていただいたので、もし不都合でなければ、新しいフォローアップ委員会第1回が始まる前に、後でお話をさせていただきます。

○富本 只今の件につきましては、事務局でもシェアしたのでございますけれども、既に5回のフォローアップをさせていただきます、ガイドラインの適用の目処はつきましたけれども、残っている課題もありますので、これを続けて踏襲して頂くという意味で、第6回と致しました。ただし、新たにご辞退されたとか、変わったことがございましたので、新たに設置要項を設けまして、再度確認をするという事では、松本さんのおっしゃったとおり、新しい形で機能する部分もあるという事で、その折衷案という事で第6回とさせていただきます。なお、ビューローのメンバーとか、議長につきましても、5回までのやり方とは少し変えたという事でございます。

○原科 そうしますと、6、7、8、9という形で考えているのでしょうか。

○富本 第1回目、2回目となっていますが、6、7、8、9と、全体で10回くらいになります。

○原科 設置目的の表現について、非常に簡単なことですがけれども、日本語の表現で、「審査諮問機関および異議申し立て制度に対し、当機構に対し」と、「対し」が2箇所あるのは変な感じがします。申し立て制度に「関して」とか、そういう表現にしたほうがいいんじゃないかと思います。関してのほうが表現が広くて、今みたいなことも含まれております。こういう感じでどうでしょうか。

○富本 今のご意見でいかがでしょうか。

○吉田 継続性があるから、制度等という具合に、「等」を入れておけば、松本さんの懸念も議論できるのではないかな、と思います。

○富本 異議申し立て制度等に関して、というようなことですが、ご異論がなければ、そのような形とさせていただきます。それでは、異議申し立制度「等」に関して、当機構に対し必要な助言を行うことを目的とする。そのほかの点につきましては、いかがでしょうか。

○村山 設置目的は、必要な助言を行うという事になっていますが、スケジュールの中には選考というものが入っています。この、選考と委員会の関係は、どのようになっているのでしょうか。これは、議論の対象になるのでしょうか。

○富本 選考方法につきましても、ぜひご議論して頂きたいと思っております。選考過程もオープンにして、いろいろな方の意見を伺いたいと思っておりますし、これまでの他の機関のやり方なども参考にして、フォローアップ委員会で選考を行うのか、あるいは、フォローアップ委員会のメンバーの方が、別途選考委員会という形でメンバーを構成されるのか、あるいは、フォローアップ委員会の中から審査諮問委員、あるいは環境社会配慮の審査役に立候補される方もいらっしゃるかもしれない。そういった場合には、そうした方を外した形の選考方法があるのではないかと。いろいろなやり方があると思いますけれども、そういうことも含めて、是非ご議論頂きたいという事で、こういう表現になっております。

○前田 農水省の前田です。設置目的に「等」を入れるという事で、本委員会の範囲として、どこまで議論してどこで終わりになるのか、確認させていただければと思います。審査諮問機関の中でガイドラインのフォローアップについても、議題するという事が、フォローアップ委員会の議論の中であったと思うんですね。そういう意味では、その委員会が立ち上がるまでは、この中でフォローする。委員会が立ち上がったからは、そちらで議論する。そういう整理なのかどうか、確認させて頂きたいと思っております。

○富本 その点についても是非ご議論して頂きたいと思っておりますけれども。審査諮問委員会の中で、自主的な議論ができるという事であれば、委員会を審査諮問委員会に移すという考え方もありますし、審査諮問委員会とは別に、フォローアップ委員会を別に残して、必要なときに実施をする。それから、改定の際には改定委員会を作ると。この点についても、是非ご議論して頂きたいと思っております。現在のところ、議論の範囲につきましては、審査諮問委員会、また異議申し立て制度が出来た段階で、一回終わらせるという事で考えております。

他によろしゅうございますでしょうか。開催スケジュールにつきましても、議論して頂きたいと

思いますけれども、審査諮問機関委員と審議役の募集までに3回、要項を決定し、選考をした上で設置をするという事です。

○藤森 審査諮問機関という言葉なんですけども、一般の方が聞いてよく分からないのではないかと思います。これはあくまでも、諮問に着目した一般名詞として審査諮問機関として認識してよろしいのでしょうか。これは固有名詞なのでしょうか。それを確認して頂きたい。

○富本 現在のところ、審査諮問機関というのは機能に着目しておりまして、最終的な名称については、審査諮問委員会とか、そういった形になると思います。この点をご議論頂きたいと思いますが、TORとしては、機能を中心に書いております。ガイドラインにもそういう名前がでておりますけど、最終的な名称につきましては、こちらで決めていただいても構わないと思います。それから、異議申し立て制度というの、こちらで提案したのは、環境社会配慮審査役という表現をとっておりますけど、こちらもご議論して頂きたいと思います。情報公開について、よろしうございますでしょうか。従来どおり公開にして、当日の参加も認め、ホームページに公開するという事です。

○石田 情報公開ではなくて、開催スケジュールに戻って頂きたいのですが、異議申し立て制度の設置が9月にあるという事は、第1回から第3回までの間で、異議申し立て制度の概要が決まるのかなと想像するのですが、パブリックコメントにかけるという事は考えていらっしゃるのでしょうか。

○富本 1回から3回で議論頂きますけれども、その後は、審査諮問機関と異議申し立て制度の提案をして頂きまして、実質的な議論に入ります。これについては、フォローアップ委員会は公開しておりますので、こちらに自由に参加して頂いて、コメントを頂く、というふうに考えております。

それから、要項を決定いたしましてから、しばらく時間を置かしまして、募集や選考を行いますので、その間、外部の方の意見を聞くことはあります。それ以外に、これまでの改定の過程のように、各地を回ってコメント伺う、ヒアリングを行うという事は考えておりません。他の方、よろしいですか。それでは、以上の設置案についてはご承認頂いたという事で、早速、委員会の共同議長についてご審議頂きたいと思いますが、人数とかどういった内容か等につきましては、事務局からあらかじめ言うのではなく、この場で決めて頂きたいと考えておりますけれども。これまでは、原科先生を中心にやって頂きましたけれども、ぜひ、2名ないしは3名くらい、共同議長という事で選んで頂きたいと思います。

ぜひ、共同議長という事でやりたいという方は。

○原科 前回まで議長をやっておりましたので、私が司会をやりますが、何かの基準で決めたいと思いますけど。まず立候補で決めましょうか。手は挙げにくいですけどね。私、環境省の委員会にもお付き合いがありますが、「化学物質と安全」という委員会があります。これは共同議長方式で、3名でやっております。3人とも、学識者という事で、大学の先生がやっております。また、いろんなステークホルダーという事で、産業界の方、NGOや行政の方ももちろん入っております。ちょうど同じような格好でやっております。学識者3名でやるというの、ひとつの方法だと思います。

特に立候補する方がおられなければ、こういう形もいいかと思いました。

○富本 ぜひ、NGOの方、産業界あるいはコンサルタントの方、研究所のような所、それから学

会というような構成。となると、おのずと決まって来ますが。

○吉田 ぜひ、NGO のような市民組織が入ってもらいたいと思います。大学の先生は、議題が審議役とか異議申し立てとかで、大学の組織が一番遅れていますので、非常に恥じらいがある。既得権益をがっちり守るのがほとんどの大学だと見ていますので。

○原科 そうしますと、2人ないしは3人、という事でよろしいでしょうか。

○富本 そうですね。ひとつの案は、大学の方から3名か、そうではなくて、ステークホルダーからという事で、3つの分野から選ぶ。どちらがよろしいでしょうか。

○原科 それでは、NGO から。石田さんですか。産業界の方は。

○佐々木 出張しがちなので、継続してできないものですから、別の人がやったらいいと思います。

○富本 作本さんはいかがでしょう。

○作本 産業界のことは詳しくありませんが、わかりました。

○原科 では、作本さん、よろしいですね。それでは、後一名は、ひきつづき、私がやります。

○富本 では、場所はそのままにしてですね、時間を区切って、リードをお願いしたいと思っています。

○原科 今日のところは、私がやりましょうか。では、そうしましょう。これまでのことがありますので、今日は私がやって、毎回交代いたしましょう。それでは、委員会を進めさせて頂きます。それでは、2番目の議題の、実行体制に関しまして、よろしく願います。

○富本 それでは、FC.6-3 という資料をご覧頂きたいと思いますが、環境社会配慮ガイドラインの実施体制について、実施体制素案という事でございます。

1番目は、環境社会配慮審査室という事でございますが、これは4月1日からできているわけでございますけれども、(1)がTORです。①が、協力事業の環境社会配慮面の審査。②が、審査諮問機関の運営。③が、研修の実施と調査研究。④が、その他関連業務、という事でございます。

これまでガイドラインでご議論いただいたものを踏まえて、審査の要として、JICAの組織内に全てにわたって、目配りするという事でございます。それと同時に、審査諮問機関の運営もおこなうという事です。JICAの職員を含め、専門家、コンサルタント、在外の職員、あるいは海外、途上国の方々への研修が非常に重要だという事で、研修の実施。それから、環境面、社会配慮面、人権面についてのいろいろな調査研究も行っていこうと思っております。そのような機能を持つと。

2番目は体制でございますけれども、環境社会配慮審査室は、室長、室員、ジュニア専門員、支援スタッフから構成され、アドバイザリーグループとして、国際協力専門員を設置する。なお、事業部と主要事務所に、環境社会配慮主任を置く。審査主任は、課題部では技術審議役、無償資金協力部では審査室長、在外事務所では次長とする。体制につきましては、ガイドラインの議論でも、ぜひ充実させてほしいというご意見が多くございました。こういうことになりましたけど

も、JICA の特殊な業務の関連から、特に事業を司る部と、それから、在外事務所にも環境審査の責任を持つ主任を置きたいと考えております。特に、JICA では今後、部長の説明にもありました通り、事業の実施につきましては、課題部を中心に行うことになっておりまして、無償資金協力につきましては従来どおり、その他の協力隊等も従来どおりでございますけれども、技術協力プロジェクト、開発調査、あるいは専門家派遣等を含めまして、課題部で実施するという事になりまして、次長クラスという事で、技術審議役という名前に変えましたけれども、これが主任となると。無償資金協力では審査室長、それから、主要な在外事務所については、今後、権限委譲をするという事でございまして、在外主導の下で実施する案件もございまして、次長を審査主任とする、という事で体制の整備を図っております。

(3) は業務内容でございますが、①は、要請案件のカテゴリ分類の判断と環境社会配慮面からの意見の作成。②、事前調査の環境社会配慮 TOR の確認。③、事前調査結果の審査と S/W、R/D の環境社会配慮面の確認。④、スコーピング案の審査。⑤、代替案の審査。⑥、ドラフトファイナルレポートの審査。⑦、最終報告書の審査。⑧、技術協力プロジェクトの場合はモニタリング結果を審査。⑨、フォローアップ結果の確認。

以上が、環境社会配慮審査室の業務内容についての説明でございます。

○原科 どうもありがとうございました。環境社会配慮審査室の機能。それと、環境社会配慮審査室以外に、審査主任をそれぞれの関連部署、特に在外部署に置くという事ですから、この機能はかなり広いような感じがいたしますね。組織図を拝見しまして、相当幅広く、環境社会配慮に対する目配りが効くようになってきていると思います。その中心が、環境社会配慮審査室でございますけれども、このような業務内容という事ですが、何かご意見はございますでしょうか。

○松本 (FoE) 3 点ほどあるんですけど、審査室の人数は、専門員も合わせて何人かという事と、審査主任ですけども、この方は、兼務かどうかという確認が 2 点目。3 点目ですけども、この業務内容に関しては、今年の 4 月 1 日だけのものではなくて、その前の案件についても代替案とか関連レポートの審査をされるのか、それとも、今年の 4 月以降の案件だけという事なのか、その 3 点をお願いいたします。

○富本 まず、環境社会配慮審査室の人数でございますけれども、室長は 1 名、室員が現在 2 名、ジュニア専門員につきましては現在 2 名、支援スタッフは 1 名、という事でございまして、これで 6 名です。それから、アドバイザーグループは、国際協力専門員が現在 3 名。という事で、9 名。2 番目のご質問の、技術審議役、審査室長、次長につきましては、兼務でございます。それぞれの部で、技術審議役というのは次長格でございますので、審査主任以外の仕事ももちろん請け負っております。それから、無償資金協力部の審査室長というのは、積算等の審査と、これは次長という事でございます。それから、在外事務所も、同じく次長でございます。それから、本年度、4 月 1 日以前の案件についても、どうするかという問題でございますが、できる限りの範囲で適用するという事でございまして、既に 4 月 1 日以前から活動を始めております。すでに審査を始めている。最終的なガイドラインの適用につきましては、16 年度の要請案件からという事でございまして、フルの適用につきましては要請案件という事で、これから順次、各在外事務所、大使館から集まってくるものも含めて、今年の秋口までには出揃うと思いますので、それからは本格適用になろうかと思っております。

○原科 他にありませんでしょうか。

○田中(聡) TOR のところで、ちょっとご質問なのですが、今後、異議申し立ての仕組みができ

てくる訳ですけども、原案での TOR は、異議申立制度ができてない段階でのガイドラインに基づく TOR という事で、将来異議申立制度ができた段階でこれを改定するという事なのか、という整理の問題です。それから、異議申立制度の関連してでてくる審議役とかいくつかの仕組みについても、審査室の方で何らかの業務をなさるのだらうと思いますが、その辺は一括して変えるのかどうかという事をご質問したいと思います。

○富本 その辺については一般に説明するか、あるいは、区切って説明するかどうかという事で悩みますけれど、それぞれ、事務局の機能につきましては、審査諮問機関については事務局は審査室が担当するとか、異議申し立て制度についても、事務局は審査室が担当するとなっておりますけれども、最終的にはこの 5 ページの図を見て頂きますと、それぞれ、審査諮問機関と異議申し立ての関係が、環境社会配慮審査室を中心に、右と左に書いてございますけれども、それぞれの事務局を務めた上で、指示とか、報告とか、あるいは書類の提出とか、今後ご議論頂きますが、受理/却下、こういう関係で環境社会審査室を位置づけている、というわけでございます。環境社会配慮審査室の上には、担当役員を置きまして、逐一報告をし、最終的には理事長まで報告するという形の機能を持たせる、というふうに思っております。

○原科 今の件でいいですか。そうしますと、環境社会配慮審議役の活動も、環境社会配慮審査室でサポートするという事ですか。

○深田 事務局機能という事です。サポートというサブスタンスではないと思いますけど。

○原科 TOR 案に、その他の関連業務という事が書かれておりますので、あまり強調しないほうがいいと思いますけど。

○岩田 外務省技術協力課の岩田でございます。本日、代理で出席させて頂きました。一点、業務内容について確認させて頂きたいのですが、(3)の③について、「R/D の環境社会配慮面の確認」とございますが、この R/D は技術協力プロジェクトを念頭に、「全ての技術協力プロジェクトについて R/D が締結される」という認識でよろしいのでしょうか。

○富本 環境社会配慮ガイドラインにつきましては、まず、全ての技術協力プロジェクトに適用するとなっております。私の理解では、全ての技術協力プロジェクトには R/D が結ばれると思っております。すなわち、全ての技プロに R/D は結ばれますし、全ての技術プロジェクトに環境社会配慮は適用されるという事です。

○岩田 という事は、規模に関係なく、技術協力プロジェクトであれば R/D が締結されるという事でよろしいのですね。

○富本 それはですね、場合によって、簡略化されるかどうかという事はあると思いますけれども、我々の業務内容としてはともかく、R/D を結んだ技術協力プロジェクトについては、すべてその内容は確認するという事でございます。

○松本(悟) 4つ程あります。一つはですね、体制についてですけども、この期に及んで 6 人は少ないんじゃないですかという議論はしたいんですが、まあ、おそらくそれはできないでしょう。ですから、この体制でやるしかないと思うんですが、実は最初に深田部長がおっしゃったことと関連するのですが、現場主義は大事だと思いますが、一方で審査というものについては、

必ずしも、現場主義は絶対に素晴らしいかどうかは分からない部分があると思います。日頃から当該国政府と接している現場のスタッフは、やはりどうしても、プロジェクトは進めたいというふうに行くものです。従って、私はその、緒方理事長が掲げている現場主義というものは、必ずしも審査面で現場の意向が全て優先されるという事ではない、という風に思いますし、そうあるべきではないと思います。従って、これは世界銀行でもそうですけども、やはり審査というものについては、環境社会配慮審査室の立場というか、権限というものがとても重要だと思っています。審査室と現地の審査主任との関係について、一体、最終的には誰がどうやって意思決定の確認をするのかについて、まずは伺いをしたい。というのが1点目です。

2点目は、先ほど富本室長からご説明いただいた実施体制の図ですが、審査諮問機関には外からの声が入るような仕組みがないわけです。意見を受け付ける矢印がないわけですが、外からの意見を受け付けるようなものは、環境社会配慮審査室についても書かれていない。外からの意見についてどのように吸収するのか、という事についてご意見を伺いたい。JBICの場合は、外部からの意見を、業務を担当している部局が受ける。つまり、審査をする部局がそれを受けるという事に、余りないですね、現実の運用上。私は、審査室も外からの意見を受けようになったほうが良いと思っていますけど、この点について、ご意見を伺いたいと思います。

3点目は、業務内容の①ですが、「要請案件の」と書いてあるんですが、「協力事業の」と書いてないので、環境社会配慮面の意見の作成という事が、要請案件にしかかからないのかなと、ちょっと誤解しているんですけども。意見の作成、すなわち、外務省への提言というのはいろんな段階であるかと思っています。従いまして、この意見の作成については、全体に関わって頂きたい、要請案件だけではなくて、協力事業そのものについても、途中途中、節目節目で、外務省に提言される時には、その意見が環境審査室によって作られるというふうには、私としては理解しているんですが、その点は確認させて頂きたいと思います。

最後に4点目ですけれども、これは後ほど異議申し立て制度のところでも議論させて頂きませんが、私も事務局機能が審査室にあるのは、制度上は極めて良くないというふうに思います。人事的にいろいろな問題があるという事はまた議論したいと思いますが、あの、人のやりくりという事ではあるかと思いますが、異議申し立て制度として事務局が審査する部局にあるというのは、極めて変な仕組みであると思います。審査が正しいかどうかを議論する異議申し立て制度です、その事務局が審査を行ったところにあるというのは、外部の人から見ると、極めておかしいなと思います。今の段階については、私はそれがTORに入るというのは、納得ができないというご意見を、申し添えておきたいと思います。以上です。

○富本 まず、体制については、現在のところ6名という事でございますけれども、是非、今後、順次強化していきたいという事がございますし、要請案件の数、それから、その中でのカテゴリA、Bについて、どのくらいの数がかかるかという事も、非常に想定しがたいこともございますけれども、非常に業務が強化されるという事であれば、かなり強化していかなければならない、というふうには思っております。

○深田 私、今でもですね、在外に軸足を置いたことの重要性はあると思います。いわゆる、日本側の事情、供給サイドの事情で案件の形成ないしは援助をゴリ押ししないという意味が非常に大きいという事は、ご理解いただけたと思います。他方、おっしゃるとおり、在外に全部の責任と権限で、もう勝手に任してしまうかといえば、もちろんそこは、極めて、チェック機能というものを導入しないといけません。という事で、いわゆる環境社会配慮の対象案件でなく、全JICA事業について、当然、本部サイドでのチェック機能というものが同時に検討しなければいけない、という事です。具体的に申し上げますと、いわゆる規模の大きな案件、それと同時に、環境社会配慮の観点からの重要案件については、すべて事前審査、ないしは事前調査の段階で、理事長の決

裁を得るという形でチェックをしています。それが第1点です。

それから、もちろんこのような環境審査主任というような形で、各事業実施部門に設置したのも、審議役、これは次長クラスに指名してありますのも、そこが責任を持つという事で、いわゆる、この主任が全て決裁の対象となるわけですから。したがって、プロセスとしては、各事業部の主任、それから当然部長、それから環境社会配慮審査室長と企画・調整部長、さらには担当理事というのが、一般的にはプロセスの中で、全て決裁に参加するという事です。さらには環境社会配慮上の重要案件というのは、理事長まで直接の決裁を得ると。こういう形で、チェック機能は担保してある、こういう事だろうと思います。

○原科 今のご説明は、どなたかレスポンスありますか。

○富本 外部からの意見につきましては、ガイドラインの方ではですね、審査諮問機関の議論は公開されると。で、議事録については、発言順に発言者名を明記したものを公表するという事でございますので、この過程で、この公開された情報に対して、外部から当然の事ながらいろいろなご意見がある、という事は想定しております。それ以外にも、カテゴリ A、B、C をつけて、外務省に提言をするときもですね、それぞれの案件について全部ホームページに載せるわけですから、その段階から、案件についてのご意見が来るという事を想定しまして、そういった意見につきましても、審査諮問機関での議論に反映させて頂きたいと思っておりますので、今のお話はですね、まさに前提として考えております。

○松本（悟） 外部の意見は、審査室としても、ちゃんと受け付けるという事ですね。

○富本 はい。それから、要請案件以外に協力案件という事での意見の作成、という事ですが、これも当然といえば当然ですが、一応、順番で言えば、要請案件が来て事前調査というような書き方をしたものですから、そういう言い方をしておりますけれども、当然のことながら、実施中の協力案件という事についても、判断をし、配慮の面からも意見を作成するというのは、これは日常の業務として環境社会配慮を含めてやらなければならない、というふうに思っております。4 番目については、今後のご議論でですね、ぜひその辺りは固めて頂きたいと思っておりますけども、書類のやり取りとか、事務局からの要望に対して、審査室が一番事情をよく知っているものですから、そういうことができるのではないかと考えておりますけども、なお、どうしても別途、独立性とか中立性等を確保したいのであれば、事務局機能のようなものを別に設けるという事も考えるんですけども、現実には JICA の人員の体制の中では、非常に難しいというふうに思っております。

○深田 質問ですけれども、よろしいでしょうか。松本さんにお聞きしたいのですが、事務局も第三者として設置しろと、こういうことですか。JICA 職員ではなく。

○原科 事務局はですね、環境社会配慮審査室とは違う部局という事がよろしいと思います。総務とか、全体的な立場で見れるところの方がいいと思います。審査室の中というのと、一緒じゃないかという事で具合が悪い。そんなにしょっちゅう異議申し立てがないわけでしょ。だから、内部で総合的に見られる範囲で、審査室とは違う外側のところに、設けるというのが、いいかなと思います。理事長の直属のどこかとかで見れるようにするとか。そのような感じで、どこか。

○深田 内部で独立されるというのは、私はできると思います。外部から人を恒常的に雇うというのは、かなり厳しいと思います。

○原科 組織としては他の部局で、インデペンデントという事で。

○深田 それはできると思います。

○原科 それでは、是非、検討してください。

○富本 4点、一応お答えいたしまして、最後の点はまた継続して議論したいと思います。

○原科 3番目の、要請案件以外についても意見を出すという事は、(3)業務内容に明記しておいたほうが良いような感じがいたしますけれども。いかがでしょうか。要請案件となっておりますよね。

○富本 要請から事前調査、そして本格調査。最終報告書ができてくる。それから、技術協力プロジェクトにつきましては、モニタリングもやりますと。全体としては、技術協力プロジェクトのみとなりますけれども。ちょっと、文書の方を考えます。

○原科 それでは、他になにかありますでしょうか。

○藤森 この体制の部分で、なお書きは、環境社会配慮審査室とは関係ない内容を書いてあるみたいですが、事業部と主要な在外事務所に審査主任を置くと書いてございますけど、これは、環境社会配慮審査室のことではないわけですね。ですから、ここに書くのが適切かどうか、というのはご議論頂きたいと思いますが。

○原科 なお、と書くのだったら、そこに主任との関係を明記してもらおうとよいですね。

○富本 常に環境社会配慮審査室と連携し、緊密に連絡をとりながら、各事業部、あるいは事務所等とですね、審査の目配りをするという意味合いです。非常に密接な関係はあるわけですが。

○藤森 2つ目の質問でございますけれども、5ページで、環境社会配慮審査室と、いま私が聞きました審査主任との関係でございますけれども、事業部や在外事務所は書類を提出して、環境社会配慮審査室の審査を受けることですね。ですから、審査者と被審査者という形になる、という事ですか。

○富本 環境社会配慮審査室と在外事務所、事業部については、おっしゃるように、審査する者と審査される者、という事でございまして、対象者としては、事業部の部長、それから、在外事務所の所長というものが、その責任を負っておりますけれども、審査主任はその中での機能として、情報を共有したり、提出書類についての準備をしたり、審査室とも事前に十分意見交換しながら、その過程を進めると同時に、各審査主任は在外事務所とか事業部の中でも、若干距離を置いて、環境社会配慮ガイドラインが本当に適用されているかどうかを事業部内で目配りする、という事でございます。

○藤森 今のお答えについて、さきほど松本悟委員からご質問がありましたが、環境社会配慮審査室と事務局との関係については、事業部、在外事務所は環境社会配慮の審査を受けているわけ

ですけれども、異議申し立て制度の5ページの案を見ますと、環境社会配慮審議役がですね、質問したり、報告を受けるのは、事業部・在外事務所だけという理解でよろしいですか。これは、環境社会配慮審査室と環境社会配慮審議役との関係で、後ほどご議論があるかと思いますが、審査をした環境社会配慮審査室については、環境社会配慮審議役は、なんら報告義務を課さないという事なんでしょうか。

○富本 事業の実施・運営についての責任についてはですね、事業部と在外事務所が負いますので、一義的には、環境社会配慮審議役は、報告を求めたり、情報提供を行うという事でございまして、それを環境社会配慮審査室の方にしてしまうとですね、審査室がJICAの責任を負ってしまうと。いわば、事業の実施に対しても、ある程度責任を取らされるようになりますけども。そうではない、審査室というのはあくまでも、適用上、事業が適切に実施されるかどうかという事を審査するわけですから、相当、環境社会配慮審査室の関係は変わってくる、というふうに思います。

○藤森 国内の行政不服申し立ての制度から考えますと、まず、下級庁が決定したことに対して、異議申し立てをして、行政庁、これはいわゆる上級庁に不服申し立てをすると。こういう制度となっているんですけども、今回の場合、環境社会配慮審査室と在外・事業部が共同で意思決定されたものに対して、不服申し立てをした場合に、環境社会配慮審査室も申し立て人という形になってしまいますので、そういう意味で、環境社会配慮審査室が申し立ての処理を行う審議役の事務局として機能するというのは、不思議な気がします。

○原科 私もそういう観点で申し上げたのですが、場合によっては、環境社会配慮審査室の審査自体が適切でないと、審議役がいう可能性もありますから。

○藤森 行政不服申し立てに関する国内法について申し上げますと、審査があって、〇〇された場合、審査前置主義という建前がございます。審査をして、その後はそれでお終いになるわけですね。申立人について、さらに不服がある場合は、とりあえず理事長に報告をして、理事長からなんらかのアクションがあれば、それで〇〇という形になる訳ですね。

○深田 おっしゃることは、非常にもっともだという感じがします。おそらく、環境社会配慮審査室も含めて、審議役も審議対象となる、という事なんだろうと思います。この図を直すと同時に、おっしゃるように独立性をどう与えるかという事について、再検討いたします。

○原科 他にございますでしょうか。

○田中（聡） 細かいところですけど、業務内容に従って、多分細かく書いておられると思いますが、2番3番のあたりは、これは無償の事前の調査の場合に、2番3番で書かれているような業務の実施が確保されているのでしょうか。つまり、3.5にある、無償資金協力のための事前の調査というところには、事前調査などという言葉は多分でてこないし、R/Dという事も出てこない。この辺は、どう考えるのでしょうか、これは用語の問題ですか。

○原科 今のご質問に関しまして、いかがでしょうか。

○上條 各スキームでいろいろな言葉遣いをしているという事もあるんですが、もちろん、無償でカテゴリAやBになったときはですね、無償の場合は予備調査という形になると思いますけど、

その TOR とか、相手と合意する文書については、確認の対象となるという事です。これは、分かるような文章に直したいと思います。

○原科 それでは、修正して頂きます。松本委員どうぞ。

○松本（悟） 田中さんの話は私も感じていて、ただ、どう書いていいのか分からなくて、これは D/D の審査も書いてないんですけども、D/D の審査はするはずですから、そういうふうに見ていくと、実は細かいものは沢山、この TOR から、業務内容から落ちているんですね。ですから、その辺りは上條さんに工夫頂きたいんですが、大事なものは、ガイドラインで書かれている審査を、全てここはやるという事ですので、それが洩れないようにですね、あんまり細かく書くと逆に洩れていってしまうような気もするので、そこはガイドラインを照らし合わせて、洩れないような書き方を工夫して頂きたい、という事です。

○原科 そうですね。それでは、そのようにお願いします。

○村山 2 つ程あります。今の話に関連しますが、特に洩れていると思うのは、⑤で代替案の審査というのがあり、ガイドラインの審査で重要なことだと思いますけれども、ただ、本格調査ですね、開発調査だけに出てくるものかもしれませんが、実務的に環境社会配慮調査を行う場合に、代替案以外にも、例えばニーズの把握であるとか、評価項目、調査方法、あるいはスケジュールという言葉が出て来てますけれども、その中に代替案がある。他のが明確にされてないので、もう少し広く表現したほうがいいだろう、と思います。それが1つ。これはスキーム毎に、多分表現が違ってくると思いますので、その辺りを、ご検討頂きたい。

もう一点目は、情報の公開について。先ほどもちょっとあったんですが、情報公開はどうなるのか、もう一度確認して頂きたいんですけども。ガイドラインではかなり議論したと思うんですが、公開に関しては、基本的には現地がやることになるのでしょうか。それとも、ウェブサイトに載せるものは、審査室がやるのかですね。かなりの区分けが、もう一つできてないように思うのですが。これは、今後の議論かもしれませんが。どういったことを現地がやって、審査室がどういったことをやるのかと。情報公開の観点について。その辺り、今もしお考えがあれば、お聞かせ願いたい。

○上條 はい。今考えてますのは、まず相手国とミーティングが開かれると思いますけれども、まず相手国政府に情報公開をしてもらおうと。その国が、ホームページを持っていたら載せてもらいますし、その地域でなにか広報ができるのであれば、そういう体制を整えてもらおう、という事をやってもらうという事もあります。ガイドラインにも書いてありますように、JICA 自らもやると。JICA のホームページの中に、環境社会配慮というトップページを作ろうと思ってまして、そこに、各案件の A とか B とか、意見を求めるのであれば、相手側が情報公開すると同時に、まあそれは、最初に協議するときを決めるのだと思うんですけども、何日間コメント求めるとかですね。で、そういう、日付を合わせるとかもあると思いますけど、JICA 自らもホームページに英語と日本語で載せて、コメント募集の場合は、コメントが今募集中ですと分かるような形で、JICA ホームページに載せる、という事を考えています。

○吉田 これを、やるのはどこになりますか。

○上條 審査室がやるか、事業部がやるかという事ですか。まだ打ち合わせしていないんですけども、公表する内容は審査室がチェックをして、後は、事業部のほうは、ホームページに載せ

る手続きをします。これは、まだ課題部ができてから時間が経っていないこともあって、完全に決まってはいません。

○原科 岩田委員、どうぞ。

○岩田 外務省の岩田でございます。今の件に関しまして、当方の理解はこういうことでございます。「相手国政府の方が情報公開をする」という事については相手国政府の意思で行うので問題ないと考えます。この環境社会配慮ガイドラインでは、「A カテゴリについて、要請が上がってきた段階で情報公開をしましょう」という事に決まっています。ただ、ここの部分に関しまして、情報公開法ですとか、相手国政府からの了解をとるという作業も、一つファンクションとして入ってきます。そこをどういうふうに整理しようかというのは、上條さんをはじめ、JICAの方々と、外務省の方とで話をしているところでございます。ここはできるだけ、当方としても、「環境社会配慮ガイドラインは最大限尊重しよう」という事でやっておりますけれども、法律のある部分との整合性をどうクリアしていくのか、という事については、また追って整理したところで報告したいと思います。

○原科 相手国政府の了解をとるという範囲がある訳ですね、どういった範囲という事がありましたら。基本的には、JICAの方に上がってきた情報を公開するとなっているような気がしますが。

○岩田 基本的に、先方政府が要請の中で、「最初要請書が上がってくる段階で情報公開してもいいです」という事を言ってきてくれると良いのですが、今迄の議論の中で出てきたように、要請案件の内容に住民の話とか、いろいろな話が出てくると、「そのところはまだ、ちょっと要請書を作成し提出した段階で日本政府に相談だけしたい」という場合も出てくると思われます。その場合には、相手国政府側として、「いきなり不特定多数の方々にポンと情報公開することは待ってくれ」となる可能性も高く、そこはケース・バイ・ケースで判断せざるを得ないことになってくるのだと思います。基本的には、当方も環境社会配慮ガイドラインを最大限尊重する方針です。ただ、2点ありまして「情報公開法」と、「相手国との信義則の中での整理」という部分は、きちっと整理しなくてはならないと考えます。特に、A カテゴリについては、相手国政府が我が国に対して「仮にJICAの方でAカテゴリとカテゴライズした場合に、情報公開することを了解する」と事前に明示的に意思表示をしてきていけば問題ないと思われるのです。しかし、それが無ければ、「Aカテゴリと判断された案件の情報を公開することに同意します」という了解を先方政府から取る作業が必要となってくる、という認識をしております。

○原科 今の件はよろしいですか。

○村山 そうすると、現地の事務所が責任を持って情報公開をする、という考えでよろしいのでしょうか。

○岩田 JICA本部が、という認識です。

○村山 JICA本部がですか。その辺りが、まだはっきりしないという感じがしますね。

○原科 もう一回、要請書のフォームでお願いしますとね、フォームに書かれたことは全部公開されると考えてよろしいのですか。

○岩田 先方政府の方が問題ないという事であれば、良いかと思えます。これまで、今回の作業があった段階におきまして、相手国関係機関等に対して「情報公開しますよ、してもいいですかと、どうお考えですか」という事は内々照会して意見交換をしてくれている国々もあります。そこは今後、環境社会配慮ガイドラインが4月1日から施行になりましたので、今後は何らかの形できちっと照会をして、「要望調査に当たっては、情報公開を前提にする」という事を言うのか、あるいは、本年度は、「よって情報公開について確認します」と言うのか、その作業はこちらの方で整理させていただこうと思っています。

○原科 藤森委員どうぞ。

○藤森 外務省に確認したいのですけれども、要請書が出てくるんですけども、要請書は日本政府に対して出ていっているんですね。そうすると、出てきた要請書の内容は、行政情報ですよ。そうすると、行政情報に関する公開に関する法律に基づいて処理するのが原則で、外交的配慮から開示できない、というご判断されるという事だと思うんですね。そうしますと、環境社会配慮ガイドラインと、公開するかどうかという事は、まったく抛りどころが異なる話だと思うんですね。逆に、相手国から要請を頂いたときに、公開してよろしいですかと、外務省から相手国政府にお願いをして、いいんですよというお答えを頂くというアクションがあるかどうかというのが大事であって、それをするかどうかというのが、この環境社会配慮ガイドラインの考え方を認定して、これから運用していくという事じゃないか、と思えますが。いかがでしょうか。

○岩田 同様の趣旨で申し上げました。

○原科 外交的配慮というのは、中身がよく分からないので。乱発されたのでは何にもならないので。ですから、基本的には要請していただかないといけないと思えますね。公開しますよと、これでよろしいかと。その他、よろしいですか。

審査室に関しまして、今、この機能を議論頂きましたけれども、何かありましたら、いただいた意見を基に、また資料を直していただいて、固めて頂きたいと思えます。時間が、ほぼ予定の半分近く参りましたので、次の議題に移ってよろしいでしょうか。

2番目の、審査諮問機関でございます。この名称は、審査諮問機関ではなくなるという事でございますけれども。

○富本 それでは、審査諮問機関の(1)、TORでございますけれども、JICA企画・調整部担当理事からの諮問に対し、以下の答申を行う。

①要請確認段階におけるカテゴリ分類、及びカテゴリAとB案件の環境社会配慮面からの支援の是非について。②カテゴリAとカテゴリB案件の環境社会配慮審査（スコーピング案、代替案、最終報告書案）について。③緊急時の措置について。④環境社会配慮が確保できないと判断される協力事業の取扱いについて。⑤環境社会配慮ガイドラインの運用について。

次のページに参りまして、(2)体制でございますけれども、この審査諮問機関の体制は、委員長、法律、社会環境、自然環境、公害、住民移転等の専門家計7~9名の委員から構成される。必要に応じて臨時委員の参画を求める。委員の要件は、以下のとおり。委員の選定については、環境アセスメントの知見を有する個人または団体に推薦を依頼するとともに公募を行う。選定にあたっては、選定委員会を設置する。選定委員会の意見を尊重し、JICA企画・調整部担当理事が委嘱を行う。なお、人選にあたっては、年齢・国籍・性別は問わない。・の1、環境社会配慮及び専門分野に対して、知見と実務経験を有すること。2番目の、毎月2回程度の会合に参加可能なこと。・の3、必要に応じて現地視察が可能なこと。・の4、英語と日本語に堪能なこと。・の5、JICA

と直接の利害関係がないこと。・の6、国内支援委員ではないこと。

(3) 委員の任期。任期を2年とする。

(4) 審査諮問機関の事務局は、環境社会配慮審査室が担当する

○原科 以上の案でございますが、この件に関しまして、ご意見をおねがいたします。

○松本（郁） 委員会の TOR についてなんですけども、カテゴリ A の案件でも、担当理事からの諮問がないと、この諮問委員会の支援が行われない、という事なんですか。カテゴリ A 案件については、少なくともこの諮問機関が関わるというふうな形でもいいんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○富本 これは、文章の書き方で、後ろの方の図も合わせて見て頂いて、審査諮問のもの、諮問の発生はどこからするかという事を書きまして、担当理事の方から審査諮問委員会の方に諮問して、それに対して答申をお願いするという事。この大きな括りの中で、書きましたものから、今のようなご質問が出るのかと思いますけれども。環境社会配慮ガイドライン上は、カテゴリ A については審査諮問にかけるという事でございます。B につきましても、A 案件、B 案件、それぞれ是非について審査をお願いするという事でございますけれども。数につきましてはですね、数が多いものですから、それについては幾つか選ばせて頂くことはあろうかと思えます。全部含めますとですね、非常に大量なものとなりまして、頻繁に開催しなければならなくなる。一件一件、非常に時間がかかるという事もございますので、その辺の運用については、臨機応変な運用にさせて頂きたいと思っています。

○原科 他にご意見はいかがですか。田中研一委員どうぞ。

○田中（研） この審査諮問機関というのは、これまでの長い改定委員会、それからフォローアップ委員会を通じて議論して来たことを実際に動かしていくために、非常に重要な機関だと思っています。公募という事で、この委員が選ばれるという事になるわけなんですけども、私自身は、これまで透明という事を掲げてこの委員会をやってきましたので、全ての議事録が JICA のホームページでオープンになっております。従いまして、申し上げたいのは、この改定委員会、フォローアップ委員会を通じてご参加された方が、ぜひ公募に応募して頂きたいと思っています。その理由は、そこに6つの要件が書いてありますけども、知見と実務経験があり、かつ日本語と英語に堪能であり、そして月2回程度の会合にも参加でき、現地視察も可能なこととなっております。これだけの要件を満たす方が、いま日本の中で、特に ODA の技術協力について、どれだけ専門的な知見と実務経験を有している方がいらっしゃるかというと、やはり非常に少ないと思います。その数少ない方の代表が、この改定委員会、そしてフォローアップ委員会にご参加なさったのであろうと、私は思っております。ですから、ぜひ公募については応募していただいて、私共が、たとえばカテゴリ A のものについて、専門的な見地からご議論を頂きたいと思っています。この仕事は、実は膨大な量の英文を読まなければいけないことが多々あると思います。ですから、読んだ上で、そこでまたある程度、責任をもった発言を求められることとなりますので、ご負担の部分もあるかと思えますけれども、お願いしたいと思っています。

先ほど、情報公開のご議論がございましたけれども、今後、要請書の中に情報公開と現地ステークホルダーとの協議につきまして、項目 10 というのが、環境社会配慮ガイドラインの 32 ページにございますけれども、項目 10 に、環境社会配慮が必要な場合、JICA 環境社会配慮ガイドラインに従って、情報公開や現地ステークホルダーとの協議を行うことに同意しますか、という項目があります。ここに、「Yes」と書いてくる要請書、それから、もしカテゴリ A とか B ですね、

「No」と書かれてあった場合、これはどう判断するかが非常に重要な項目になりますので、この新しく作られる審査諮問機関の委員の皆様方と、一緒に、この辺りをご議論させて頂く事になると思います。このガイドラインというのは、なにもプロジェクトを止めさせるために作っているのではなくて、税金で行われる ODA の技術協力をより生かしていくために、無駄を絞ろうという事で生まれた委員会だと思いますので、建設的なご意見も、こういった議論の中で行われて頂きたいと思います。

以上です。

○原科 どうも、ありがとうございました。かなり、作業の負担が多いのですか。

○田中（研） かなりの作業になると思います。いろんなご意見をいただいたわけですから、そこはぜひご参加いただければと思います。

○原科 最初の1年目や2年目は、ちょっと大変かもしれませんが、ある程度、定常的になれば、それなりのものになると思いますが。作本委員どうぞ。

○作本 田中専門委員のお話で、諮問機関が重要だという事がよく分かりました。外の意見を取り込むという事で、第三者的な意味合いも持っているかと思えます。そういうことで、先ほど諮問・答申という事で質問があったのですけれども、諮問に対して答申を出した場合に、公表される、あるいは公開されるという場合は文書で行うのか、その辺りの基本的なことを確認したいと思えます。

○原科 今のご意見、確認をお願いいたします。そういうことだと思いますけれども。

○富本 今の情報公開についてですけれども、ガイドラインでの議論は公開されると。議事録も公開されるという事でございますけれども。ただし、最終的な意見・答申、答申の内容というのは、ご審議して頂きたい点でございますでしょうか。それに対して、結果を考慮するというような文書を作って、担当理事の方に提出して頂く、という事になると思いますけれども。議事録は全て公開するという事で、確認させて頂きたいと思えます。

○原科 吉田委員、どうぞ。

○吉田 作業量が大きくなってしまって、大変、審査諮問機関が危惧されることがあると思えます。例えば、助っ人みたいなグループ、作業部会を作ることもできるとかですね、技術的な作業等々を行う条項もあったほうがいいと思えますね。

それから、田中さんがおっしゃった意見に全面的に賛成で、ほかの、いわゆる独立行政法人の政策評価とか事業評価とか、総務省が国全体でやっているようなもの、一括してそうしたものと比べても、JICAの作業は極めて先進的なモデルだというふうに、私は認識しています。従って、こういうプロセスそのものがモデルとなる。他の独立行政法人の先進的なモデルになる可能性を踏まえて、なんとしても、うまく機能させたいという情熱を持っております。

○田中（研） ぜひ、お願いいたします。

○富本 基本的な審査諮問機関に対する作業のやり方につきましては、これから細かい点も検討させて頂きたいと思えますけれども、似たような体制で、外部有識者評価委員会というのを現在

行っておりまして、これも毎年 40 数件をそれぞれ読んで頂きまして、第三者のご意見を伺うことになっている。それぞれ、分野ごとに分担をしたり、あるいは、内容をある程度、要領よくまとめる作業というのは事務局でしております。関連分野のコンサルタントの方にも要請してですね、資料を作る、というような作業もしております。もしそういうことで、作業部会なり、あるいは分担という事ができればですね、それを最終的に持ち寄って、審査諮問委員会で議論するという可能性もございますし、審査諮問委員会の運営もこういうふうにはできるのではないかなと思っておりますし、下準備という事と、それと同時に、委員の方の意見を有効に汲み上げるという作業をできるような体制を、工夫してゆきたいというふうに思っております。

○原科 作本委員、どうぞ。

○作本 この諮問機関を、何とか明確な組織上の位置づけ、あるいは、将来的に役割を持たせることが、とても大事だと思います。いま、この体制の説明を読ませて頂きまして、専門家を 7 名から 9 名というのは、やはり場当たりにしないためにはですね、さきほどの作業部会を設けるなどがあるでしょうし、データ・ベースとか、すぐには出てきませんが、何か継続的に情報なり知識なり、そういうものが引き継がれるような、もう一つ別の手段を裏づけしていただけるほうが、単に委員が集まって意見を交換するだけに終わらせないためにも、何か仕組みが必要だと思います。

○原科 今の件、いかがでしょうか。

○富本 評価のほうでもそうなのですが、有識者諮問委員会の審査というのは、評価報告書という毎年出している年次報告書に掲載しております。同じように審査諮問委員会でも審議あるいはそれによってどういう結果が得られるかといった評価も含めて、何らかの報告書を順次出してゆくような事をしていきたいと思っています。まあ、年次報告書のようなものを積み重ねていって、過去の議論についてちゃんとリファーできるような体制を整えていきたいと思っておりますし、個々の案件のデータベース化という事も、これは作業が必要でございますけれども、体制を整えて順次出来るような形にして、委員の方々が適時に情報を得られるように実施したいと思っております。

○吉田 そういう意味で、この審査諮問機関というのは、おそらく審査の機能と役割を広く捉えて、フィードバック機能を充実させる為の知的な intellectual な asset 造りをしていく様なシステムそのものを作っておかないと一過性の委員が集まって議論して終わりというようなことではあまり意味がないので、折角いいケースを議論するのですから、そこから得られる教訓を社会にフィードバックする機能をもう少し重視する方が役に立つという気がします。

○原科 今おっしゃられたことは大事だと思うので、審査結果は、asset という事で、国内だけではなく、これは国際的な問題ですから、海外にもどんどん情報発信して頂いて、JICA がこういう審査をしているという事を理解して頂く。するとそれこそ各国は、有効な情報として役立てますから、是非そういうこともお願いしたいと思います。

○富本 ただいまの件については、ご意見を賜りましてありがとうございました。審査室も、研究実施、調査研究というものも是非充実して参りたいと思っております。この審査諮問委員会のご議論とかご指摘の点、審査諮問委員会でのガイドラインの運用についても、具体的にどういふ場合に運用するかという知見を発信し、そういったことを纏めて海外へ発信する。特に、戦略

的アセスメントについて、別途、担当事業部のほうでも委員会を設けて、具体的に戦略的アセスメントをJICAの中でどう適用していくかについても、より深く勉強していきたいと思っています。今の点は、重要な点としてこの中に盛り込ませて頂きたいと思っております。

○藤森 4点ご質問させて頂きたいことがあります。まず、1点目、審査諮問について。ガイドラインの見直しについては、審査諮問機関は関与しないという理解でよろしいのでしょうか。運用等については、ふれないのか。改定については、タッチしないというご理解でよろしいのでしょうか。2点目は、この審査機関のメンバーは、年齢・国籍・性別は問わないという事で、英語と日本語が堪能であれば、例えばアメリカ人でもいいと。ただ、議論する時に日本語で議論するのか、英語で議論するのかを決めておいた方がいいかと。できれば日本語がいいかと。3点目はこの機関の任期についてですが。通常1回目の委員がずっとやらなくてはならないのか、それとも任期はあるのかを教えてください。4点目ですが、委員の公募という事がここに書かれています、委員長も公募するのでしょうか。あるいは委員長になる方という事で手を上げて頂きたいという事で、公募をするのかどうか。そういう場合は原科先生しかいらっしやらないと思えますが。以上でございます。

○富本 まず、一点目の改定については、ガイドライン上、5年で改定するので、別途改定委員会を設けて、別に人選をしたいと考えていますので、この審査諮問機関とは別のものというふうに考えております。メンバーにつきましては、今おっしゃられたとおり特に決めておりませんので、但し英語と日本語が堪能という事は、どちらでも議論が出来るという事で、構成によりますけれども、日本人が多ければ日本語という事になると思えますが、英語が必要な時には英語で議論するという事で。基本的には日本語が中心になるかと思えます。任期はこの(3)に2年と書かれていますが、再任するかどうかという事では、一回完全に切ってですね、再度また公募すると。その時にご辞退される方もいらっしやいますし、継続される方もいらっしやる。任期は2年として、そこは再任を妨げるとか妨げないという表現はここでは書いてはおりません。それから、公募については、委員長を公募するのかという点ですが、構成は、委員長を誰か一人おかなければならないので、公募の仕方については、例えば、環境、法律、社会という分野で募集することも一つの考え方で、これについては後程、議論して頂きたいと思えます。ただし、委員長一人ないしは二人かもしれませんが、まあ、一人という事で、置くという事を考えております。それから臨時の委員は、必要な時に参加をお願いしたいと考えております。

○原科 臨時の委員は公募ではなく委員会で判断して選ぶのでしょうか。

○富本 国とか地域、あるいは案件の特殊性などで、どうしても委員の中ではなかなか議論が尽くせない場合に、委員会の中でご議論頂いて、こういう人が適切だろうという方に参加して頂くという事で。

○原科 まあ、場合によっては公募もあると考えてもよろしいのでしょうか。

○富本 公募で選んで頂いても全く構いません。

○原科 それから委員の任期なのですが、2年任期で、再任は妨げないという事ですが、全部入れ替わるのは困ると思うので、少しずつ変化していくように。例えば一期が終わったら、第二期は半分が残って頂かないと、そういうものが継承されないとまずいかと。丸々入れ替わるのはまずいですね。

○富本 まあ、中立性の問題がございますので、同じ方が10年20年いるというようにならないよう、あまり意見が偏らないよう、かつ、幅広いご意見を取り入れたいという事で、順次交替して、JICAの方でも、いろいろな方々の意見を頂きたいという趣旨から任期を2年という事にいたしました。

○田中（研） 先程も申し上げた件ですけれども、これから2年間、今年度要請案件が上がってくるものから、2年間は非常に重要な時期だと思います。先程も、公募に際しては、改定委員会やフォローアップ委員会をなさっている方々にもお越しになって頂きたいと申し上げたのですけれども。選定委員会も別途設置されるという事ですので、是非その辺の兼ね合いもですね、議論して頂いたうえで、この2年は、本当に、一番大事な時期の審査諮問機関だという観点から、そういう方が公募に応募して頂くことが大事だと思っております。その基盤にあるのは、非常に透明で、そしてオープンで、全ての議事録を公開してきたという事がありますので、誰にも後ろ指を差されることはないと思います。これがもし公開してないような委員会でその中からまた委員が出てくるという事であれば、問題だと言う人も出てくるかもしれませんが、今回のJICAの、この委員会についてはそれはないと思っております。

○澤井 環境審査機関というのは、審査については、何らかの判断をしていくことになるわけですが、事務方からしてみれば、諮問機関にお墨付きをもらいながら進めていくというような仕事の仕方になっていくのかなど。言い方は少し悪いですが。そうしますと、異議申し立てとの関係では、諮問委員の方達も異議申し立ての被告になりうるという事なのではないでしょうか。

○原科 私もそう思いましたが。今の件についてどうぞ。

○富本 先程も、藤森委員もご指摘がございましたけれども。まさにそういうことになると。審査室も、審査諮問機関も、審査内容について異議申し立てを受ける場合には、異議の対象となると考えております。

○原科 高梨さんどうぞ。

○高梨 （株）海外コンサルティング企業協会の高梨でございます。よくわからない点が3点ございます。まず審査諮問機関のプラクティスについてお伺いしたいのですが。現実的にスタートしますと毎月2回程度開催され、開発調査案件ですと、それこそ1件毎にインセプションから始まってインテリム、ドラフトファイナル等順々進んでいくのだと思いますが、そうしますと資料のとりまとめとか、実際の審査諮問機関への説明というのは、環境室でやられるのか、あるいは事業部がやられるのでしょうか。それから二つ目に、各プロジェクト、大きなプロジェクトは特にそうですが、従来作業監理委員会が設けられてきたのですけれども、これからは、国内支援委員会に変わるそうですが、当然そこで議論されたものが上に上がるとは思いますが、そうしますとこの諮問機関の決定というのが上位の決定という事で、国内支援委員会の決定と申しますか、議論を凌駕してそれ以上のものという形になると理解してよろしいのでしょうか。それから3番目に、これが実際に最終のドラフトファイナルレポート等になるというと、ここにありましたように代替案の検討が非常に大事なところに入ってくると思うのですが、こうしたテクニカルな話題の時に、審査諮問機関に対し実際そうした説明あるいは議論の報告は、環境室あるいは事業部のどちらでされるのか。あるいはそれを実際にやっているコンサルタントの方々が入ってくるのか。その辺をどういう風にお考えなのかお聞かせ下さい。

○富本 まず1点目に付きましては、基本的には事業の内容や資料の取りまとめについては事業部が責任を持ち、審査諮問機関に対しての説明も事業部が行う。その前に、審査室といたしましても、そういった諮問の資料が十分に整っているか、どういうことを説明すれば有効な技術議論が導けるかについては、当然、事前に事業部と調整しながら準備をするという事になると思います。それから支援委員会との関連につきましては、再三私も申し上げていると思うんですけども、最終的に審査諮問機関の決定が上位となるという事でございます。最終的にこれは担当役員の方に答申されますので、担当役員というのは今のところ筆頭理事を考えております。各担当部の理事も当然いるわけで、事業部の実施には各事業部の部長が責任を持っておりますけれども、環境社会配慮についての決定については、最終の筆頭理事、環境社会配慮の理事が決定権を持つというふうに考えております。それからテクニカルの問題については、当然コンサルタントの際にはいろいろヒアリングもするという事もあると思いますし、まさにここの所はコンサルティングの力量によって、より環境社会に影響が少ない代替案をいかに出していくのかが問われていくと思います。それまでの代替案が必ずしも十分でなかったという事もあって、こういう議論が行われるガイドラインが制定された訳ですから、これからは戦略的アセスメントの段階も含めて、代替案を十分に検討し、より良いプロジェクトに仕上げていくという過程の中で、審査諮問が位置づけられるのではないかと考えられます。以上です。

○原科 ありがとうございます。他にございますか。藤森委員どうぞ。

○藤森 体制のところについてですが、あくまで試案だという事でございますが、委員の選定のところの下から二つ目の「JICAと直接利害関係がないこと」とありますが、これについてご確認したい。例えばJICAと契約関係にあったコンサルタント企業にお勤めであった方が、何年ぐらい経てばJICAと関係がないとご判断されるのか。国家公務員の人事法ですと、過去3年間勤めたら関係があるという認識ですが。国家公務員のOBにつきましては、10年経たないと元の省と縁が切れないという事になっていまして。過去10年間縁がない方だと、こういう専門のことですと、ほとんどいらっしゃらないという感じが致しますがいかがでしょう。

○ 富本 具体的な年数等についてはまだ決めておりませんが、直接の利害関係がないという事をまず強調したいと思います。それで委員になった場合、当然のことながら、委員の方はJICAの契約を受けられないという事と、それからコンサルタント契約は受けられないという事になります。そういう意味では、直接のコンサルタント企業あるいは民間企業からではなくて、なにか代表的な団体、要するに公益性の高い団体からの推薦、団体のメンバーとして入って頂くという事が重要だと思いますし、そういう方々が、具体的な調査案件にメンバーとして入っているという事は、この場合では想定しておりません。そういう意味での直接の利害関係がないこととでございます。

○ 。まだ年数のほうは検討しておりません。それから大学関係者やNGOの方々もJICAとの契約を受ける可能性もございますけれど、そういった場合も、利害関係に当たりますので、委員の期間中はそういった関係にならないよう、是非お願いしたいというふうに考えております。

○原科 他にございますでしょうか。村山委員。

○村山 今日すぐという話ではないんですが、心配ではないんですが考えているのは、フィージビリティの問題なんですね。どの程度審査諮問機関が機能するか。これは案件の数にもよりますし、それぞれフェーズ毎に、結構な数になりそうな気がする。大体、どれくらいで、どういう時

期に何回くらいやるのか、それくらいの大まかなデータというかそういうものがあれば今後議論しやすいかという気がしますので。今日中という事ではないんですが、そういう類するような情報を頂ければと思います。

○原科 今の件は、もう時間が4月末ですので、次回には出していただけるという事で。

○富本 現在継続中においても10数件。今後新規案件が秋口には上がってまいりますので、これは想定ができないんですが、出来るだけ各事務所から情報は取りたいと思っておりますが、同じように少なくともA案件は10数件あるのではないかと。

○田中（研） たぶん、要請書に厳しいハードルが書かれるようになりますので、もしかしたらカテゴリAは参考にならないかもと私は個人的には思っておりますけれど。

○原科 松本悟委員どうぞ。

○松本（悟） 一点。JBICの案件形成促進調査に関わった時に感じたことなんですが、代替案の議論のときに例えば、さっき高梨さんがおっしゃってましたけれど。じつはその、工学の専門の方、農学の専門の方は、かなり重要な知見を提供して頂けると、私は、これは限られていると思うんですね。ここでは、代表的なものに社会環境等、書いてありますが、むしろ、その実際には、プロジェクトの形成に寄与しているような専門職の人がここには入っていないわけですが、これでいいのかどうか。じつは私も結論が出ていないので、ここで意見をお持ちの方がいれば、伺いたいと思っている。そういう分野の人がいないと、影響軽減をするという事については皆さんいろいろ知恵を絞るでしょうけれど、はたして代替案として、こういうやりかたもあるんじゃないのか、あるいはこういう継続の調査もあるというみたいなことは、不確実な影響についても推測できるのではみたいなことは、国内支援委員会がやることであって、この諮問委員会がやることではないのか。そのへんについて教えて頂きたい。

○原科 では今の点については。

○富本 基本的には、JICAとして工学的知見というのは、外部のコンサルタントやそれから作業監理委員会から求めていたので、そこで基本的には十分検討されなければならないと思っています。こちらの審査諮問機関では、まず代替案がいくつか複数検討されたか、それが十分リーズナブルな検討の仕方であるかに注目して頂くと思っております。そこで工学的な議論がいろいろ出てまいりますと、作業監理委員会との中で不一致が生じてしまうことがありますので、まず、一義的には作業監理委員会の方で代替案を提案してもらって、場合によってはその委員会も説明を求めるという事も必要かと。しかしそれに明らかに異議がある場合、もっと別な工学的な見地がある場合にはですね、随時、臨時委員にそういった方を参加させるという事も想定されますけれど、まずは、環境社会面でしっかりおさえるという事が重要ではないかと思ひ、こういう委員の選定、また項目の選定に致しました。中には自然環境の中に工学的知見をお持ちの方もずいぶんいらっしゃる。もちろん道路とか橋とかそういう専門家ではないにしても、ある程度の判断が出来る方がいらっしゃるのではないかと考えておまして、もしそういう方がいらっしゃれば、そういう方を選んで頂いて、あまり工学的な立場だけに視点に重きを置かれると諮問機関の機能と矛盾するのではないかという感じがございます。これについてはご意見があるかと思ひますけれど。

○原科 私の意見を申し上げます。自然環境の中には、私は理学・工学両方入っていると思ひまして、松本悟委員の意見はずいぶん吸収できるのではと思っております。工学では環境工学というのがございまして、都市工学とか。実際多くの審査会のメンバー構成を見ますと、やはり理学、工学ばかりではなく両方の面が入ってくると思ひます。

○松本悟 「自然環境」だと、理工系の方々は自分の分野だと理解されるのでしょうか。

○原科 自然環境だと広く考えて、社会環境に対する自然環境ですから、理工系というぐらいの感じですね。理学的な部分、生態系なども入りますね。いろんな対策を考えると、環境汚染とかですね、いわゆるブラウンの問題とかに対しては基本的には工学が対応すると。社会環境では社会工学などがあります。ですから、理工両方入ります、という理解でどうでしょう。藤森委員。

○藤森 住民移転の専門家という記述があるんですが、これは住民移転を勧める側と、移転を余儀なくされる住民の人権を守る側の専門家と両方おりまして、各都道府県に配置されている諮問委員会の委員ぐらいしか両方兼ねてない。従って、どちらの専門家を意図しているのか。あらかじめよく考えて頂いて、公募して頂かないと、応募する人間がまったく違うタイプが出てくる場合もある。これは意見でございませうけれど。

○富本 基本的にはですね住民移転を、効率的に進める観点でない。まずは住民移転が少なくなるという観点から、代替案を考えることが基本であると考えておりますし。やむなく住民移転をすることが利点になるという事例が発生する場合に、そこにおける補償とか、仕事の斡旋等を含めた配慮を、特に相手国政府や関係機関が出来るようなしくみを提言できるような、あるいは技術協力での観点でのアドバイスを頂きたいと思っております、住民を効率的に排除するという立場の方ではないではないかと思ひますが。

○原科 よろしいでしょうか。

○田中（聡） 先ほどから異議申し立てとの関係で、審査諮問機関の機能をどう考えるかということに関して議論がなされていると思ひますが、私もこの所は今後議論すればいい事だと思ひますが、少し私の中で整理の出来ないと思ひている所は、普通行政を行っていく上で何かの行政処分をする際に、諮問機関だとか、あるいは意見を聞いたりすることがありますが、この場合に根っこの行政処分に対して異議申し立てや審査請求、あるいは取消訴訟の対象として捉えていく際に、諮問機関の審議過程やその意見というのは、普通は議論の外にあると思ひます。もちろん、非常に重要な判断をする事は有りますし、民事の世界で責任を問われることは充分あると思ひますが、行政上のいろいろなプロセスの中では出てこないのが普通ではないかと思ひます。よくアセスの話が出てくると思ひますが、例えば事業を主管する機関があつて、県知事に意見を求めて、また知事から審査会に諮問をすることがありますが、例えばもとの事業に関する許認可をめぐる何かを争う際に、知事の意見やその先の審査会の議論というところまで一緒にやって、異議申し立ての中でやっていくのかという点には少々私も整理ができないところがあつて引っかかっているのです。こうでなければいけないという意見があるわけではないんですけども、例えば国交省の様々な事業においても、諮問機関への諮問を経るようないろんなプロセスがあるとおもいますので、藤森課長さんのご意見も伺いたいと思ひます。その辺も、追ってまた後で議論になると思ひますが、私なりに少しすっきりしない点があるという事だけ申し上げます。

○富本 私もよくは詳しくないのですが、旧厚生省の薬事法の問題なんかではですね、審議会の過程あるいは審議会の委員の発言に問題がある例もあるので、全く審議会の審査諮問機関の議論がそういったものの対象にならない判例だけではないんじゃないかという感じがいたします。ちょっと調べたいと思いますけれど。なお、JICAの先ほどの審査委員会等の議論で、これまで外部から問題になった例はこれまでほとんどないのですが、しかし、こういった今後いろいろな異議申し立てがあった場合にガイドラインに遡って議論の対象になるという可能性は大いにあると思われます。そこを全く対象にしないという事では議論のバランスが取れないといった感じがします。まだ私も勉強したいと思っております。

○藤森 厚生省とのお話がありましたけれども、薬事審議会の製薬課長が捕まったという話をされているのだと思うんですが、あれはあくまでも薬事委員会の決定が行政庁の決定に影響を与えるのが分かっている、審議会議長が自分の支配的な影響をもって、結論を誘導したという事だと思うんですね。それが原因でなったのでありまして、諮問審査機関自体の問題ではなくて、その中の構成要員の中身による問題とその中にある人数との関係、それと公開度の問題なのではないでしょうか。審査諮問委員会の公開度であれば、オープンであれば、「これを見て下さい」というようにすれば問題にならないと思います。

○吉田：異議申し立てのほうに、論題が入ってしまっているの、戻させてもらって、まず、起案にあるこの審査諮問委員会の名前を決めましょう。「機関」ではこれはまずいのかなという気がします。見落としていましたね、ガイドラインに出てしまいましたが。「機関」というと法人格を想像するから、法人格がないという事になれば、「諮問委員会」でいいのか、というのを皆さんで早く決めたほうがいいと思います。もうひとつは選定委員会は誰が設置して、設置委員会の主体が誰で、委員をどう構成していくかという procedure の問題、この2つの問題を早く決めたいと思います。

○原科 それでは名称の案を出したいと思えます。

○富本 先ほど申しあげましたように、「審査諮問委員会」がよろしいかと思われます。それから選定方法につきましては、別途、選定委員会を設けるというのも非常に段取りも効率も悪いものですから、このフォローアップ委員会を一時選定委員会という形にして頂いたらいいのではないのでしょうか。その場合、審査諮問委員会および異議申し立て機関に立候補する方は、それぞれの選定過程から外れて頂くと。審査諮問委員会を選ぶ時は、審査諮問委員会に立候補された、仮にこの中のメンバーは、立候補して頂けないという事です。それから異議申し立て機関についても、異議申し立て機関に立候補された方々は除いた方々で異議申し立て機関の選定委員会を設置したら如何でしょうか。

○原科 今のご提案について、まず名称「審査諮問委員会」如何ですか。私はその「審査諮問委員会」をここで議論している意味は分かりますけれどね、表から見た場合、何を審査しているか分からないので、「環境社会審査会」とか、何かそういう表現で中身が分かるようにしたほうが良いかと思えますが。

○富本 「環境社会配慮審査会」は如何でしょう。

○原科 「環境社会審査会」では短いですか。他に代替案を。

○富本 「配慮」を入れさせて頂くとよろしいかと思ます。「環境社会配慮審査会」と。

○原科 「環境社会配慮審査委員会」、「環境社会配慮審査会」どちらがよろしいでしょうか。短いほうが良いという事ですが。

○富本 「外部評価委員会」、「外部有識者評価委員会」とか。

○原科 「評価委員会」ですか。それでは、名称でございますが、「環境社会配慮審査委員会」という案は如何でしょうか。あまり適切ではないというご意見ありますか。ご意見ないですか。環境社会配慮という事で、機能が分かれるという事と、それから審査委員会という事で「環境社会配慮審査委員会」。

○作本 「審査委員会」というと、ここでもう決定するようなイメージで、さっきの本来の JICA の事務所の中で審査されると誤解されるのではないのでしょうか。「諮問」という事で。

○吉田 委員会の名前はあまり長くないほうが良いですね。

○原科 まあ「審査会」というのはさっきも申し上げたのですが、よく使っている言葉なので、どうでしょうか。「審査会」は諮問を受けて、それに答えるものだという事で、考えてみたらいかがでしょう。これは書類提出する際に書くものですからあんまり長いと不便になってしまうので、できるだけコンパクトにしておいたほうが良いのではないのでしょうか。どうでしょう。

○吉田 たとえば通称「K 委員会」など、環境の K で。

○原科 通称 K の会ですか。それでは、もう一度申し上げます。「環境社会配慮審査会」でよろしいですか。審査会で諮問を受けるという役割でよろしいですか。いいですね。それでは「環境社会配慮審査会」という事にさせていただきます。次に選定委員会の作り方ですが、これは立候補する方は外して頂いて、選定委員会を設けるという事で、これは二つございまして、この環境社会配慮審査会のメンバーの選出と、それと異議申し立てのほうのこれは環境社会配慮審議役ですね、この両方ですね。

○富本 同じ委員会ではなくて、別途、それぞれ別に作った方がよいと思ます。

○原科 別途

○富本 構成メンバーはこの中で

○原科 ではこの 20 名の中からそういった二つの部会のようなことをさせて頂くという事で、如何でしょうか。

○片山 それは今回限りの第一回目だからという事で、今回限りで、これ以降、二年ごとの更新、更新については影響は及ばないという事でしょうか。

○富本 はい。まずは一回目、今回に限りという事で。

○原科 人数は絞ったほうがよろしいのでしょうか。

○藤森 今の人数を絞るといふ前にですね、沼田課長以外は全部、役所系全部これ応募できませんので、全部残ってしまいます。ところが NGO の方はだいぶ応募される可能性が高いので、役所関係だけ残ってしまうので、バランスをとることを是非とも考えたほうが、後で、誰が選んだのかと言われた時に客観性を問われますので、そういった意味でも、人数を絞るといふのはいい考えだと思います

○原科 そうですね。今ご意見頂いたようにバランスを取っておかしくならないように、人数を絞って、それぞれどうでしょう、5名とか、奇数で、5名程度でいいんじゃないですか。よろしいのでしょうか。それでは、それぞれ選定委員会5名という事で、バランスを取るといふ事で。スケジュールでいきますと、5月下旬までに要項の決定、ですからだいたいその方針を固めていただければ、次回以降また検討したいという事で。今、選定委員それぞれ5名という事でよろしいですか。先程富本次長がおっしゃった選定方法で、立候補する方は外すという。

○富本 この過程も公開させて頂きたいと思っております。ただ、個人の名前を挙げて議論するときは、これは個人の情報にも関わる事もございますので、その会合だけは非公開とさせて頂きます。その前のどういう方々が立候補されたかについて、それから、どういう基準で選んだか、それから実際の選定の時は、非公開にして結果を公表するという事で如何でしょうか。

○原科 結果の公表というのは理由も述べて頂いて、個人の審査の際にはこの人が良いの悪いのという評価が入るので少々具合が悪いので、そのところは非公開で。今の段取りでよろしいでしょうか。部分的非公開、プライバシーの保護という事で。それでは、そのようなことで進めたいと思います。では、選定委員会に関しては今のような原則で案を作って頂きたいと思います。それからプロジェクトに関してもあとで文章にて確認したいと思います。では残り45分くらいですから、次の3番目の異議申し立て制度について移りたいと思います。

その前に、田中委員から。

○田中（聡） 先ほどの名称の問題に関してちょっと思ったのですが、今議論しているこのペーパーというのは何なのかという事です。その1番はJICAの組織について、2番はJICAが設ける委員会の組織について、で、3番は手続きに関して議論してしまして、一番最後はこの委員会のスケジュールですが、これを議論して固まったら、このあとこれがどうなるのかという事なのです。異議申し立てについては何か、かっちりとした文章を作成されるのか、あるいはその前の委員会だとか審査室みたいな所はどのような扱いになるのか、この業務が何に位置づけることになるのかを、少し異議申し立てに入る前に教えて頂きたいと思います。

○原科 フォローアップ委員会の責務というか、具体的にどういうアクションになるのか、教えて頂きたい。それでは、上條代理。

○上條 組織の性格は違うのですが、環境社会配慮審査室については、JICAのなかでも業務フローや、業務の内容を明確にしていきますので、今日の議論を踏まえて、JICAの中で環境社会配慮審査室の業務の内容を固めまして、各部の対応とか、どういう文章が審査室に上がってくるのか等、JICA内部の環境社会配慮審査室の機能を固めるベースをこれから作りたいと思っております。審査諮問機関と異議申し立てについては、要項を作る予定です。今日議論して頂いた後に、要項の案を次回に出していいということであれば、要項案を出したいと思っております。

○原科 それでは、次回はおそらく、別々の紙を用意するという事。それでは異議申し立て制度について。

○富本 配布資料FC.6-3 2 ページ目

3. 異議申し立て制度、(1) 目的 ガイドラインの不遵守を理由として申立のあった JICA の協力事業に関する具体的な環境・社会問題に関して、ガイドラインの遵守・不遵守にかかる事実を調査し、結果を理事長に報告する。(2) 体制 環境社会配慮審議役 2 ないし 3 名を配置する。選定にあたっては、選定委員会を設置する。以下の要件を満たすもののうちから、選定委員会の意見を踏まえて理事長が委嘱する。なお、人選にあたっては、年齢・国籍・性別は問わない。法律、環境社会配慮、もしくは国際協力の知見を有すること。必要に応じて現地調査が可能なこと。英語と日本語に堪能なこと。(3) 対象案件 異議申し立ては、JICA の協力事業であり JICA がガイドラインを遵守しなかったことにより、現実に重大な被害が生じている又は将来重大な被害が発生する相当程度の蓋然性があると考えられる案件に対して行うことができる。なお、2004 年度要請案件から対象とする。(4) 申立人の要件 JICA の協力事業により現実の直接的な被害を受けたあるいは相当程度の蓋然性で将来被害が発生すると考えられる当該国の住民。申立は、やむを得ない場合は代理人を立てることができる。ただし、申立本人は特定されている必要があり、かつ申立人が代理人に対し授權していることが必要。なお、申立人は、異議申し立てを行う前に、JICA の担当部署との対話を行うことが求められる。(5) 異議申し立ての期間 ガイドラインの不遵守の指摘に関し、開発調査は S/W の署名以降本格調査の終了(最終報告書がホームページに掲載された日)から 1 年間、無償資金協力のための事前の調査は予備調査の終了(予備調査報告書がホームページに掲載された日)から 1 年間、技術協力プロジェクトは R/D の署名から協力が終了するまでの間、異議申し立てを行うことができる。なお、2004 年度要請案件から対象とする。(6) 手続き 申立人は、申立書を書面で(環境社会配慮審議役または環境社会配慮審査室長)に提出する。

- ① 審議役が異議申し立てを受領し、申立人、担当部署、環境社会配慮審査室に申し立て受理を書面で通知する。
- ② 申立書の書面審査、関係者へのヒアリングを行い、申立に相当程度の合理性が認められる場合は、原則 1 ヶ月程度で手続きの開始を決定し、その旨理事長と申立人に書面で通知する。
- ③ 異議申し立てが却下される場合には、却下の事実とその理由を理事長と申立人に書面で通知する。
- ④ 審議役は、協力事業に反映させることが適当と判断する場合は、異議申し立てを担当部署に移送することができる。移送を受けた担当部署は、異議申し立てに対応しその結果を審議役に報告する。
- ⑤ 審議役は、環境社会配慮ガイドラインにしたがって行われた手続きの確認を担当部署、申立人、環境社会配慮審査室、審査諮問機関等からヒアリング、及び必要な場合は現地調査を通じて行う。
- ⑥ 審議役は、手続き開始 3 ヶ月以内に、調査結果を理事長、申立人に報告する。不遵守と判断する場合は、解決のための方策を理事長に提言する。報告と提言の結果はウェブサイトにて情報公開される。

(7) 申立書の内容 申立書には、以下の内容が日本語、英語又は公用語で記載されていることが必要である。

- ① 申立人の氏名
- ② 申立人の住所・連絡先
- ③ 異議を申し立てる対象の案件(国名、案件名、プロジェクトサイト、プロジェクトの概要)

- ④ 申立人に対して生じた重大な具体的被害または将来発生する相当程度の蓋然性があると考えられる重大な被害
- ⑤ 申立人が考えるガイドライン不遵守の条項及び不遵守の事実
- ⑥ ガイドライン不遵守と被害の因果関係
- ⑦ 申立人が期待する解決策
- ⑧ プロジェクト実施主体との協議の事実(日時、対応者、対応の内容)
- ⑨ JICA 担当部署との協議の事実(日時、対応者、対応の内容)
- ⑩ 代理人を介して申立を行う場合には、代理人を介して申立を行う必要性を記載し、申立人が代理人に対し授権していることの証憑を添付

(8) 濫用の防止 審議役は、濫用防止の観点から、異議申し立ては純粹かつ手続きの目的に沿って適切になされたものであるかチェックを行う。(9) 情報公開 審議役は、個人情報他の不開示とすべき事項が含まれないよう配慮しつつ、ウェブサイトで報告書を公開する。報告書は、英語と日本語で作成する。(10) 審議役の任期 任期を2年とする。(11) 事務局 異議申し立ての事務局は、環境社会配慮審査室が担当する。

—という事です。

○原科 それでは、この件に関しましてご質問等ありますでしょうか。

○松本(悟) 本日、これを中心にして意見を出させて頂きました。お手元を確認ください。

「JICA 環境社会配慮ガイドライン第6回フォローアップ委員会への意見」という事です。この案をメールで頂いて読んで、これはちょっとちゃんと意見を書かなければいけないと思って、昨夜深夜までやったんですけど、少し変なところがありますが、ご勘弁下さい。なお、裏返しますと、「国際協力銀行(JBIC) 環境社会配慮ガイドラインの不遵守に基づく異議申し立て制度に関する NGO 提言」という提言があります。要約もありまして、そのあとに具体的な手続き要項という提言もあります。これはですね、「被害住民が問う開発援助の責任」という本を NGO で協力をして去年出版をしたんですが、この中で JBIC に対して提案をしたのですが、但しかなりの部分は、共通する部分があるかと思しますので、議論の際の参考にさせて頂きたいと思い、添付をお願いしました。さっそくですが、お手元の1頁の「C. 異議申し立て制度について」というところで、2頁に行ってください。

まず、この議論をする際に、皆さんにとって、異議申し立ての議論が初めてという方にとっては若干戸惑われるかもしれませんが、世界銀行の Inspection panel 関連あるいは、ADB の new accountability mechanism そして JBIC の今回の異議申し立て制度、などを見ていた時に、やはり JICA の特性というのは何かというのを念頭に置かないといけないと私は思っております。これまであったのは融資機関の異議申し立て制度であって、それとの差異は何かという事を私なりに考えた場合、2点あったと思っております。

一つは調査の実施そのものが被害を及ぼさない場合、稀に調査自体が被害を及ぼす事があるかもしれませんが、基本的に、調査の実施そのものが被害を及ぼさない場合、少なくとも調査期間中は不遵守にかかわる問題を協力事業の改善につなげることが可能であるという事、これは大きな違いだと思います。つまり、この調査をしないでほしいという意見もあるかもしれませんが、例え不遵守によって調査が始まったとしてもそれ自体によって害が及ぼされることは無いので、本格調査の中で、自体の改善が可能であるということが融資機関の行うところとは違うところ

だと思えます。したがって、その矢印の箇所の開発調査の最終報告書作成前、無償資金協力の事前の調査（基本設計調査）終了まで、技術協力プロジェクトは R/D 署名までが「引き返しが可能な時点＝（事業を中止できる）」と考えられます。引き返しが可能な時点というのが、融資機関に比べるとかなり長くあると思えます。

第二の特徴というのは、調査が終了した協力事業が不遵守だった場合でも、融資案件と違いその段階では必ずしも対象プロジェクトがすぐに実施されるわけではない。従って、プロジェクトの実施を検討している当該国政府や資金協力に関与しようと考えているドナー（この場合無償資金協力の日本の外務省も含む）に対して、調査の問題点を明らかにして伝え、場合によっては自ら、つまり JICA 自らが、調査のやり直しを検討できるというのが二つ目の大きな特徴だと思えます。ラオスのトンシンダムにおける NORAD の例と書きましたが、これはアジア開発銀行が融資をしたダム案件で、この際にノルウェー政府はテクニカルアシスタントを出して、事前に F/S やりました。しかし、ノルウェー国内でこの F/S の質が問われまして、ノルウェー政府 (NORAD) は調査のやり直しという決定を下しました。そのことがトンシンダムがその後、完成して問題を起こしたのですが、実際にはやり直した調査の中で、かなり、実際に起こった害を事前に察知していたのです。ですから、こういうことを私は重要だと思えますので、したがって、矢印で書いてあります、最初に言いました、引き返しが可能な時点を過ぎた場合でもですね、少なくとも当該国政府、あるいは資金協力の関与を考えているドナーに対して調査の問題点を伝えるべきだと考えられます。この 2 つが融資機関の異議申し立て制度と JICA との大きく異なる点だと私は思います。

☆印ですが、一方で JICA は困難な点を抱えています。JICA の外務省への提言はガイドラインを遵守していても、外務省の意思決定が環境社会配慮以外の留意事項に沿って行われ、結果として環境社会被害につながる可能性が高い場合が稀にありうるかもしれませんが、この場合はガイドラインの遵守メカニズムでは対応できない。しかも、現時点で外務省は自らの意思決定に対する異議申し立てを受け付けることを検討してはしません。もちろん、これは外務省に言うべき話で、ここでどうこう言えるものではないのですが、この見解というのはこの委員会の中でも議論をせざるをえないポイントだと思えます。以上が前置きでありまして、私の JICA の特徴の整理があります。それに基づきまして JICA からの提案について意見を以下に述べたいと思えます。

まず、(1) 目的ですが、目的の書き方自体もこれでいいのか疑問ですが、私自身はですね、例えば、遵守と被害の関係について調査するという事が第一で、もう一つ、不遵守状態の解消や環境社会問題の解決に向けた提言をすることも目的に入るべきでして、そして、JICA のアカウンタビリティとガイドラインの遵守の確保というこの二つも入れるべきだと思えます。理由としては、とにかく、環境社会問題というのは、問題の解決ができないのであれば、遵守を問うても意味がないという意見が出てくることもあります。しかし JICA のガイドライン遵守というのは、問題解決には手遅れな段階でも、組織の institutional memory あるいはアカウンタビリティという意味では必要だと思うので、ここに「アカウンタビリティ」と「ガイドラインの遵守」の確保、というのは当たり前のことですが、この 2 つは入れるべきだと思えます。

(3) の対象案件ですが、この書き方は意味を誤解されるのではないかと思います。協力事業というのは、開発調査ですから、それが重大な被害を及ぼさないだろうというように思われてし

まっではこの制度の意味がない訳です。従って、そこに代案を書いておりますが、「JICA がガイドラインを遵守しなかったことにより、協力事業そのものや、あるいは協力事業の対象となるプロジェクトの実施に伴って、重大な被害が生じているまたは…」と、ちょっと回りくどいですが、基本的に我々が見なければいけないのは、この協力事業を使って代償のプロジェクトをやった場合に被害が生ずるのではないかという事ですので、そこについては誤解のない記述をするべきではないかと思ひます。

(4) の申立人の要件ですが、「やむをえない場合の代理人は、当該国の住人以外」にもかかるかどうかというのがここではわからないので、私は「やむをえない場合の代理人」というのは世界銀行の中国西部貧困対策プロジェクトの例をとれば、やはり当該国の住民以外も含むという事が必要だと思ひます。また、「…JICA の担当部署との対話を行うことが求められる」という点については、基本的な考え方という事については私も必要だと思うんですが、書き方としては、住民には、担当部署がどこかわからないことや対話には相手の協力も必要であるため、住民にこれを求めることは重荷になると思ひます。ですから代案としては、「…懸念を JICA の現地事務所に伝え、それに対する JICA の対応が適切ではないと判断したときに異議申し立てを行うことができる」という程度でいいのではないかと思ひます。

(5) 異議申し立ての期間ですが、先ほどの点に戻るのですが、これは JICA のガイドラインの遵守の確保という事を目的としている以上は、私は期間を短くする合理性については理解ができません。JICA の特性というところで、先ほど申し上げたとおり、引き返しが可能な時点にはそれなりの対応が、それが過ぎた時点でもそれなりの対応があると思うので、一年間という区切り、あるいはスタートを要請段階から含まないとする理由がわかりません。但し、不遵守に関わる調査の限界はあると思ひますので「JICA が意思決定に関わる文書を保存する期間」を過ぎてしまうと調査ができませんので、この期間を過ぎたものは対象にはなれないと考えるので、私の代案ですが、「協力事業実施中の全ての段階及び終了後関連する文書が保存されている期間」を対象とするべきだと思ひます。また詳細設計調査について全く触れていませんが、これも含むべきだと思います。長くなって申し訳ないのですが、実は「なお～」以下は、私なりには大事だと考える定義であります。つまり「引き返しが可能な時点」であるかどうかによって JICA での対応が異なると考える。これは「(6) 手続き」にも関わってくる。期間は重要。なお、①「引き返しが可能な時点」では、いわば『問題解決機能』を果たすことが可能である。これについては ADB の新アカウンタビリティメカニズムが参考になると思ひます。すなわち、住民等からの申し立てを受けて、まず適格要件がクリアされた場合、申し立て者の了解を得て、審査諮問機関に申し立てを移送する。つまり審査諮問機関というのは、内部組織である一方、JICA 職員ではありませんので、そこに異議申し立てを移送することによって審査の段階に申し立てを反映する、ただし、ここで重要なのは、申し立て者の了解を得るという事です。自動的に移送してしまったのでは、申し立て者の意向が反映されないことがあるのであくまで、了解を得るという事が重要だと思ひます。②の、ただし審査諮問機関の対応に不服の場合は、申し立て者は改めて審議役に差し戻すことができる。この場合は、移送ではなくて、異議申し立て制度に基づいた調査、手続きに入るという事になります。③「引き返しが不可能な時点」、調査が終わってしまったという時点では、この段階では、審査諮問機関による対応は困難であり、審議役が不遵守かどうかの調査を行って、その結果の報告と問題の未然防止や事態の改善に向けた提言を理事長に行うという流れになると思ひます。④技術協力プロジェクトについてはモニタリング終了まで含むべきである。⑤詳細設計調査は、審

査や本格調査がガイドラインに沿って適切に行われたかが問われるものであり、当然含むべきであると思います。これは（６）の手続きに関わってくるものであります。なお、これはJBICの時にも申し上げたのですが、ここでも繰り返し言っておきたいのですが、2004年度要請案件からというのが対象案件になっていますが、もちろんその理由は非常に理解ができます。しかし、それ以前の少なくとも旧ガイドラインを用いたオペレーションを行ってきたわけです。旧ガイドラインを遵守しなくていいというふうにはおそらくJICAはいえないはずです。当然守っているべきものであって、その時はこのように厳しい委員会がなかったから、守らなかったなどとはいえないという前提から考えて、その時々ガイドラインを遵守するという事は組織として当然の責務ですから、したがって、2003年度以前の案件は、旧ガイドラインに基づく異議申し立てを受け付けるべきである、というのが私の意見であります。

（7）申し立ての内容についてですが、③に書かれている「申し立てる対象の案件」というのは、何の案件かわからない場合がある。総合開発計画のある地域のある部分かもしれないし、案件名を住民が当てることはなかなか難しいと私は思います。この項目はどのような事業かがわかるという事でいいのではないかと思います。例えば、「〇×川に橋をかけるプロジェクト」とか、それをもしかしたら、「国土なんとか13プロジェクト」かもしれないし、それはわからないので、案件名まではなかなかいけなと思います。それから、⑧「プロジェクト実施主体との協議の事実」についてはJBICを参考にかかれたのだと思いますが、JICAの遵守を問うこととは何の関係もないと思います。もちろん問題を解決するという意味ではプロジェクトを実施するうえでは大事ですが、これをもってですね、異議申し立てをする了見とすることは適切ではないと思います。最後の（9）の情報公開については、異議申し立ての手続きプロセスに沿って、細かく情報公開の方法を記述してほしい。これについては別添のJBICへのNGO提言を参照して下さい。

（11）の事務局については、先ほども述べましたとおり、審査に責任を持つ環境社会配慮審査室が、その審査が不適切だったという申し立てを扱う事務局を担うことは、制度的な問題、あるいは対外の信頼を損なう恐れがあると思われるので、少なくとも審査あるいは事業から独立しているべきであり、必ずしもJICAから独立している必要はないですが、少なくとも理事長直属のなんらかの部署に置くべきだと思います。最後に4番目、JICAからの提案に欠けている主な項目というのを書いてみました。これも別添の「JBICへのNGO提言」を参照して下さい。

まず、①「審議役の権限」ですが、例えば、JICAが保管する全ての文書にアクセス可能であるとか、あるいは現地調査に行くことができるなどという権限が書かれていないと思われます。

②の「審議役のもとで実際の調査を担う調査員の雇用」ができるかどうか書かれていない、おそらく審議役が調査を全てやるという事は世界銀行の例をとってもなかなか大変なことだと思いますので、このあたりに関しては記述が必要かと思います。

③の「申し立ての言語」に関しては、公用語というのがありましたので、これはよろしかったと思います。

④の「異議申し立ての結果を政策改善に結びつけるメカニズム」についてですが、先ほども、吉田先生、田中協力専門員や作本さんの方からも言われていましたけれど、知的リーダーとして、結び付けていくかという事かと思いますが、そのような意味では④も必要だと思われます。

⑤の「理事長に提出した提言の実施状況に関する審議役によるモニタリング」ですが、これ

は世界銀行で非常に大きな問題になった部分であります。提言出しっぱなしでいいのかという事です。これについては審議役がモニタリングする必要があると思います。

それから⑥の「申し立て者への嫌がらせ防止」ですが、どうしろというのは中々難しいのですが、少なくとも世界銀行の経験上、申し立て者への嫌がらせというのは非常に多いわけです。非常に酷い嫌がらせです。この防止をするという事をどこかに謳わないと、相手国政府に対する理解を深められないのではないかと思います。以上が私の意見です。

○原科 今の意見に対して、レスポンスはございますか。JICA 事業の特性について、いかがでしょうか。

○吉田 基本的に、大変特性をよく、特に改善の余地がある場合へのフィードバックを強調しておられる。できるだけ引き返しができるという、これができるのが技術協力の特性だという事で。これは環境ガイドラインの目的というのは、究極的には途上国の環境社会配慮のキャパシティを強化する、支援するという事を昔委員会で議論したと思うのですが、原点を見失わないという意味でも結構だと思います。

○原科 他にございますか。

○富本 松本委員の文書は今朝頂いたものですから、まだ細かく分析をしていないので、すぐにはレスポンスできませんが、重要でかつ貴重な提言がございましたので、我々も真摯に受け止めたと思います。一点だけ確認したいのは、外務省へ対する申し入れ等ですが、この場で議論するかを決めたほうが良いと思います。ご説明にありませんでしたけれども、「A. 無償資金協力審査ガイドラインとの整合性について」ですが、我々も同じような若干の整合性の問題というか、意見を持っているのですが、そういった点も含めて、異議申し立ての制度を外務省の方にも設けて頂きたいといったことを、このフォローアップ委員会の場で議論するかという事は、非常に重要な点でございます。実は、改定委員会の時でも、幾つか外務省に対するガイドラインの提言をして、正にそれが実現しているわけなので、私は議論する必要があると思いますが、かなり総合的な取り組みになってくる、更にはJBICがやっているようなガイドラインの異議申し立ての制度もみつ、オールジャパンといいますか、JBIC、JICA、外務省を含めた異議申し立ての制度の議論まで踏み込んで行くのかどうか、あるいはその前のまず、JICAの方でしっかり踏み固めてから外務省の方へ行くのかという事を含めて、実は非常に重要なことだと思いますが、時間も限られておりますので、どの程度までできるのが、という事も含めてご議論して頂くと思います。その上で、更に細かい点について、次回以降行う方がいいと思われそうですが、いかがでしょうか。

○原科 今のご提案に関して、松本悟委員はいかがでしょう。

○松本（悟） 繰り返し意見をここで言うと、夜中の3時くらいになるので、対応ができないというのはそのとおりでして、もう少し早く出しておけばよかったのですが、二つありまして、一つは、この順番で話を進めている以上は、やはり異議申し立て制度のところの中で、私の書いた2ページ目の☆印のところは私も議論するべき所だと思っております。これは、無償資金協力課は、ある意味非常に、ご苦労されてこれを作っているというか…実を言うと開発調査においても、技術協力についても同じことが言えるわけですね。JICAは提言をすると、しかし、その提言を外務省側はどうされるのかと、尊重するとは仰っていますが、しかしながら外務省の事業実施の判断というのは、環境社会配慮だけではない、もちろん無償資金協力だけではないわけです。無償

資金協力の審査ガイドラインというのは公に出てきてはいますけれども、ここで言っている留意事項というのは、外務省全体が考えていることでして、このことを理由に JICA の提言を踏まえつつも、JICA が思っていた事とは少し違う結論を出すという事は十分に有りうると思います。その対応という事で、異議申し立ての中でまず一つは議論すべきではないかと思います。もう一つは、今日出させて頂いた資料 (FC. 6-5) の A にて、実は現在、パブリックコメントを 4 月 30 日まで受け付けている、ガイドラインの暫定版について、JICA の環境社会ラインとの整合性があるのかと、少し疑問に思う所もいくつかありますので、これについてもこの委員会で議論して頂けると私としてはありがたいので。今日出した紙ですので、次回以降にそういった時間を設けて頂きたい。

○原科 沼田委員の代理の岩田さんどうぞ。

○岩田 今の問題に関しまして、今この場で回答できないので、持ち帰らせて頂きます。ただ一つ、今迄のいろいろな審議会や委員会などのそういう流れを見ていった時に、ここの部分については、もしおやりになるのであれば、別途分けた方がスムーズに行くのかなという感じがします。ここの部分で議論になってしまうと、たぶんこのタイムスケジュール内に終わらないといった感じがいたしますので。ただ、先ほど松本委員が仰って頂いていますけれども、もともとご存知のとおり、中期目標で大臣が指示をして、JICA の方が中期計画を立てて、この環境社会配慮ガイドラインを作りましょうという事を大前提でやっていますので、基本的には尊重する方針です。「尊重するという表現では言葉が足りない」という事であるのですが、これまでも開発調査、開発協力、技術協力、無償資金協力の中でかなり、JICA と一緒に検討してきているという認識です。例えば、私の所属は、技術協力課でございますけれど、技術協力の分野でいえば、JICA とは相当要請案件について検討してやっていますので、JICA と大きく食い違うという事は、あまり過去の、私も技術協力課 4 年程いますけれど、それほど大きく食い違って来たことはないと思います。ただ、ご懸念の程を払拭したいという事もあるようですので、私の方もこれを勉強させて頂きます。二点もう一度繰り返しますと、まず、今回、持ち帰りで検討させて頂きたい。もう一つは、この委員会でこの議論に入っていきますと、時間的に難しい面も出てくるのかなと考えます。まず、JICA の方の環境社会配慮ガイドラインの中で、どういうことが出来て、どういうことが出来ないのかという部分をきちんと頂くということが良いと思います。更に、その払拭する部分といいますか、懸念の所については、また別途、お話しするという時には話すと、いう形にしたほうがいいのかという感じがします。

○原科 今のご意見について如何でしょう。

○富本 技術協力課の方から今のご意見があつて、大変ありがたかったですけれども、まず、大前提として、この議論、ガイドラインの改定の必要性についての議論があつたのは、必ずしも、中期目標、中期計画の話でなくて、自民党の ODA 改革懇のあたりから外務省の無償資金協力についてのガイドラインをちゃんとしろという指示があつてですね、それを受けた形で JICA がこういうガイドラインを作ったのでございます。それと並行して、無償資金協力課の方で、ガイドラインを作っているわけですが、その中で、大半の部分は、JICA のガイドラインを準用するという表現となっているわけですね。したがって、事の発端は、まずそこだという事を十分確認して頂かなければいけないと思っております。確かに、技術協力課とは、非常に案件のやりとりについてはいいのですけれども、無償についてはですね、実は JICA が、例えば、あまり裨益効果がな

くて、バツとか、A, B, C の C といった案件でも、結構やるという指示がくるものですから、このへんは十分、やりとりがあるかないか等については、今後も少し検討しなければいけないという意味からも、もう少し議論を深める必要があるだろうと思っております。それから、これまで19回、あるいは6回の委員会の議論を聞いてきて、JICA、JBIC のいわば矢面に立ってきたのですが、JETRO も検討を始めた。要するに、技術協力にしても、資金協力にしても、日本のいろんな機関がやっているの、これを実施機関だけがガイドラインを作っているのいいのだろうか、ちょっと私も疑問に思っています。最近カナダでは、カナダの全ての ODA 案件については、カナダの国内で適用される環境ガイドラインを国外の全ての ODA 案件にも適用するという決定がなされたのです。そうなってくると、これは、環境省さんや国土交通省さんにも、お願いしたい件かもしれませんが、ようするに、個別の実施機関だけがガイドラインで選考するという事でもいいのか、つまり日本国全体で、日本国内も海外も含めてですね、ひとつのガイドラインをもってすれば、いちいち個別の実施機関がガイドラインを作っていなくてもいいのではないのかというふうにも思い始めています。もちろん我々は先行しているわけですから、それを十分参考にさせて頂いて、それを将来的には、是非オールジャパンといいますか、単に外務省だけではなく、関係省も巻き込んだ形で、対外的な ODA 案件、あるいは、最近では DAC の場でも政策の一貫性も問われていますから、民間の行ういろいろな事業についても、環境社会配慮ガイドラインができて然るべきではと思います。それから、とあるインドネシアの学者から、日本はガイドラインを作っているが、民間企業がやるような活動に対して、JICA が何か提言ができるのかと。そういう所は出来ない、そういった事も視野に入れて議論しないと、いろいろな所で齟齬が起きる、今のところは JICA と JBIC の違い、JICA と外務省の違いとかいう話なのですが、突き詰めていくとそういう所まで行ってしまうのではないのかという感じがします。少し余計な事を申し上げましたけれども、ただ入り口の議論として、異議申し立ての議論というのは非常に重要なものですから、そのときの責任関係や権限という事をじっくり議論するには必要かと。もちろん時間が限られていることはわかります。

○原科 沼田委員の代理の岩田さん、どうぞ。

○岩田 今回の富本次長の「大きな夢の部分」については、理解いたしました。ただ、その部分に関しましては、ここで限られた条件でやらなくてはならない訳です。ある意味で、JICA の、折角これだけのメンバーでやって頂いたこれを「良い例」として、もし他のところが学ばれるのであれば、良いのかなという感じがします。それと先ほどの「中期目標」の件ですが、ここで富本次長と討議する気は全くないのですけれど、実は、原科先生にも入って頂いた「第二次分野別援助研究会」(注：平成 11 年秋から約 1 年半にわたり開催された研究会)を過去国総研の方でやってきましたし、そういう積み上げが政策に反映されてきています。もちろん最終的に自民党の部会からでてきたというのもございます。しかし、環境問題については当方も認識していて、それらが、中期目標の方で反映されてきたというところについては十分ご理解頂きたいと思っております。以上です。

○原科 まあ、いろんな要素がありますから不確定だと思えますけれど。いずれにしても、長期

的にはオールジャパン的なことだと思います。とにかく、このスケジュールからすると非常に厳しい状況ですから。当面の問題をまず解決して、それから、今迄の議論はできれば、継続できたらいいかなという感じがしました。時間があと5分しかないので、この異議申し立て機関に関しましては、今日、自主的に資料を頂いたという段階ですから、後でよく読んで頂いて、その上で次回また検討したいと思います。よろしいですか。

それでは今後のスケジュールでございますが、最後、(FC.6-3)の4番ですが、ご覧のような事になっていまして、我々フォローアップ委員会の協議は5月の下旬までですから、あと2回ないしは3回という事になります。今日の議題を見ますと、1番目の議題に関しましては、環境社会配慮審査室の機能、これは今日ご意見頂いて、整理したものを見て頂きたい。2番目の審査諮問機関については、要項の案のたたき台に近いものを出して頂く、もう少し調整を持たせて頂く。3番目の異議申し立て機関でございますが、これは松本委員からずいぶん意見を頂きましたので、これを反映したものを出してもらう。少し資料を直して頂くと。特に、異議申し立て機関は、JBICはずいぶん時間をかけて議論しました。澤井さん、どれくらいでしょう。これは1年ぐらいやっていますか。

○澤井 2002年6月から13回やりました。

○原科 13回ですね。そういうこともありますから、後2回ではきついかもしれないですね。ただ、5月下旬には要項を決定したいという事もございますので、一応、2回ですが、場合によっては3回という事も覚悟しなくてはならないかもしれません。あるいは5月下旬というのは、少しずれてもよろしいですか。

○富本 そうですね。

○原科 6月の頭ぐらいまで。という事で、2回か3回になるかもしれないとうことで。早速でございますが、次回の日程を今決めたいと思います。いかがでしょうか。

○上條 : 5月の10日の週で考えていますが。共同議長3人の方を今日決めましたので、このご三方のご都合を確認して。

○原科 では、日程案を二つか三つ出して頂いて。

○富本 連休明けの10日の週で。石田さん、作本さんの都合で。

○原科 時間帯はどんなふうになりますでしょうか。

○富本 時間帯は10時から13時か、という事で。あるいは、14時から3時間とか。

○作本 月・火曜は避けて頂けるとありがたいのですが。

○原科 では12日かないしは13日はどうでしょう。

○富本 作本さんは午前中がよろしいですか。

○作本 午前の方がありがたいです。

○原科 午前がいいと。今日と同じ時間帯で10時から13時まで。12日ないしは13日でよろしいですか。場所が確保できた方で。

○上條 出来たら私はこれくらいの規模でやれたらなと思っておりまして。なかなか大きな部屋だと取るのも大変なので。今までTICの体育館でやったりしましたけれど。大体このくらいの規模でもういいでしょうか。よければかなり取れると思いますので、すぐご連絡致します。

○原科 それではそういうことに致します。他に何かありますか。よければ、これで。次回の議長を決めておきましょう。次回の議長どちらですか。では2人（作本委員・石田委員）でやるという事で、それでは閉会いたします。どうもありがとうございました。

以上